

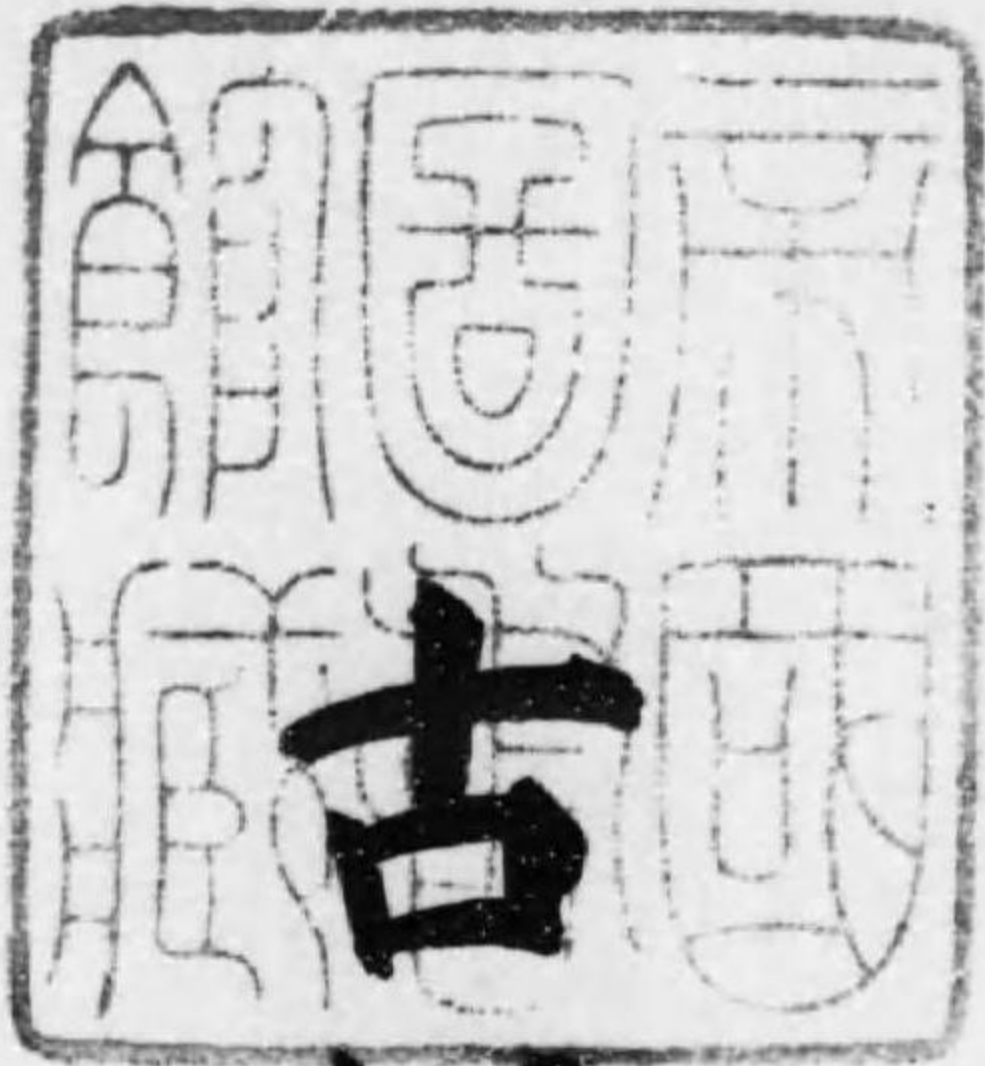
524
251



始







古語拾遺講義

皇典講究所 水穗會 編纂
文學博士 井上賴因先生校閱
佐伯有義先生講述

全

大正

15. 6 5

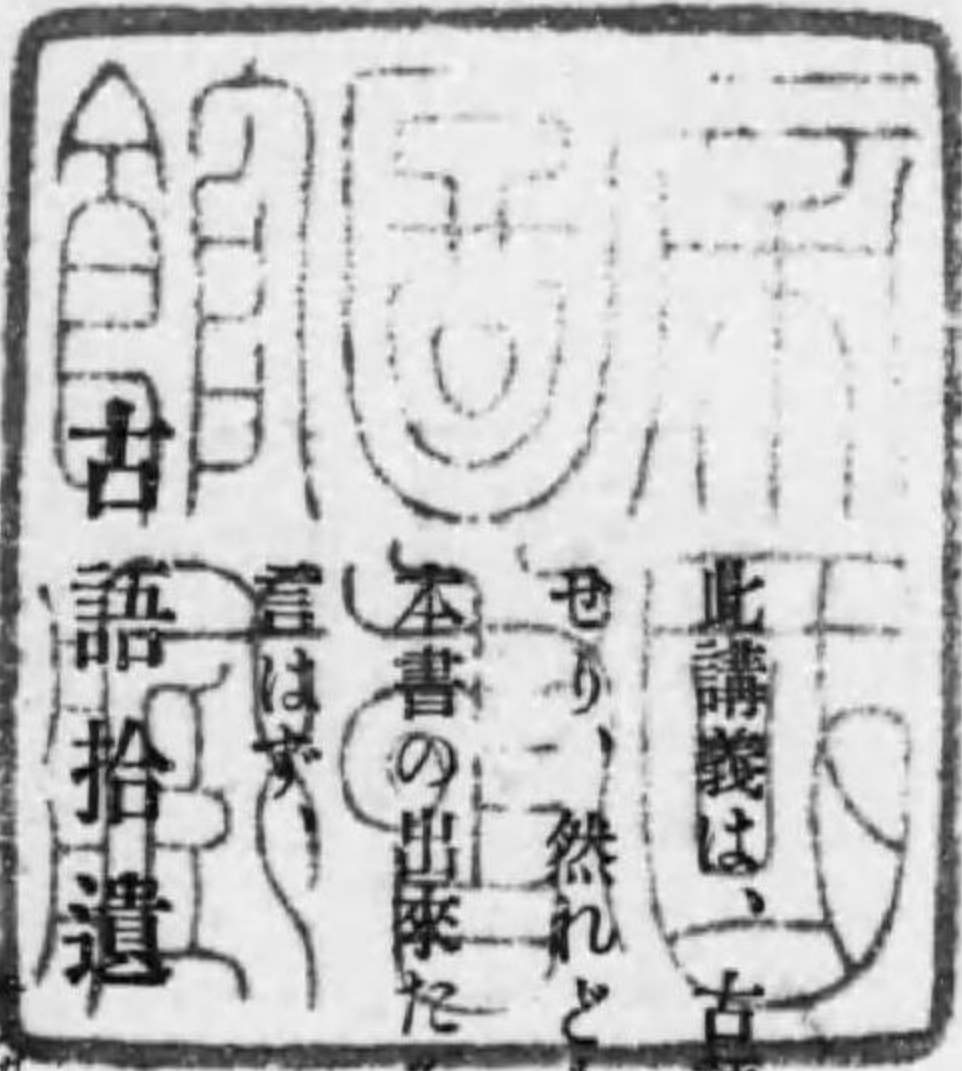
丙交

櫻園書院藏版

524-25/

古語拾遺講義

井上 頼 圀 閱
佐伯 有 義 述



古語拾遺 一卷 加序

此講義は、古語拾遺を注釋せる諸書、及び古事記傳、古史傳、古史徵開題記等を參考して講述せり、然れども一々其書名を記さば、却て煩雜の恐あるを以て、今概之を省略す、

本書の出來たる年代、及び其理由、撰者等の事は、序文並に跋文等に詳かなるを以て、こゝに言はず

古語は古の物語にして、猶古實と云ふが如し、拾遺は遺れるを拾ふなり、此の書は古事記日本紀等に漏れ遺りたり古の物語を、拾ひあげて記したるによりて、古語拾遺と名付けたるなり、加序とは、序文をも本文に一ツに加へて一卷としたるを云ふ、

從五位下齋部宿禰廣成

古語拾遺講義

從五位下は位階の名、齋部は氏、宿禰は姓、廣成は名なり、按ずるに此の十一字は、後人の書

二

き加へたるものなるべし、そは此の頃奏進の書の始に、かく位署を記し、又撰など記せる例なく、若しありとせば、跋文の末の年號を記せる所にあるべきなり、殊に宿禰の此の書を獻られたる頃は、まだ正六位上にて、其次の年に、漸く從五位下に陞られたるなれば、固より從五位下とかゝるべき筈なきなり、

蓋聞上古之世未有文字。貴賤老少。口々相傳。前言往行。存而不忘。書契以來。不好談古。浮華競興。還嗤舊老。遂使入歷世而彌新。事逐代而變改。顧問故實。靡識根源。國史家牒。雖載其由。一二委曲。猶有所遺。愚臣不言。恐絕無傳。幸蒙召問。欲據蓄憤。故錄舊說。敢以上聞云爾。

蓋聞云々より敢以上聞云爾までは序文にて、則ち此の書を作りて奏進る所以を述べたるなり。蓋聞、蓋は詞の始めに置き物を推し量りて云ふ時に用うる言なり、俗言に「大方箇様に聞き及

びました」といふ如し。●上古之世未有文字云々、上古之世とは、應神天皇以前、即漢字傳來以前を指せり、文字は今吾國に普く行はるゝ支那文字を指す、前言は昔人の言葉、往行は昔人の行を云ふ、吾國に漢字未だ傳はり來らざりし以前は、貴賤老少共に口より口に相傳へて、昔の人の言行を忘るゝことなく傳へたりとなり、(こゝに上古の世は未だ文字有らずとあるを見て、我國には漢字の傳はらざる以前には、文字あらざりしと云ふ證據となし、以て神代文字は、朝鮮の吏道また諺文にならひて、後人の作れるものなり、と云ふ學者あれども、此は此の古語拾遺をよくも讀み味はざるよりおこる誤にて、此書をよく玩味せば、決してかゝる誤はをこるまじきなり) ●書契以來云々、書契は文字なり、浮華は上方をのみ飾りて實のなきを云ふ、支那文字傳はりてより以來、古の事を談ずるを好まず、華美なる事のみ競ひ興りて、却て舊老を嗤笑ふ様になり、漸々年月の過ぐるに隨ひ、萬事變りはつるに至れりとなり ●顧問故實靡識根源、顧て故實を尋ぬれば、其根源を知るものなしとなり、故實は故事の實證にして、即て神皇の大道なり ●國史家牒云々、國史は朝廷の御記録、家牒は家々の記録なり、國史家牒に其由來を記し載すれども、一二の委曲は、猶漏れ遺る所ありて、愚臣が申上されは、恐くは絶果て、後世まで傳る事難からんと、思ひ居たるに、幸に召問を蒙り、かねて心に蓄へ置きた

る積を據んと思ひ、舊説古語を録して、御上覽に供へ奉るとなり、上聞は天皇に申上ぐるを云ふ、云爾は、如此と云ふに同じ、

一聞夫開闢之初伊弉諾伊弉册二神共爲夫婦生大八洲國及山川草木次生日神月神最後生素盞鳴神而素盞鳴神常以哭泣爲行故令人民夭折青山變枯因斯父母二神救日汝甚無道宜早退去於根國矣。

一聞は、或は聞くと云ふに同じ●夫開闢之初、夫は發語なり、開闢之始は天地の分るゝ初めの時を云ふ、伊弉那伊弉美二神の國土萬物を生み給ひしは、天と地と分れたる後の事なれどまだ此の國土の成り整はざりし時なれば、泛く開闢の初といへるなり●伊弉諾伊弉册、伊弉諾は誘ひ君、伊弉册は誘ひ女君の意にて、此の二神互に相誘ひて、始めて夫婦の道をおこし給ひしにより如此御名に負ひ坐せるなり●大八洲國は、大倭豊秋津洲、(東は陸奥より西は長門に至る迄の一大島なり)伊豫二名洲、(今の四國なり)淡路洲、筑紫洲(今の九洲なり)、壹岐洲、對島、隱岐洲、佐度洲の八箇なり、先づ此八島を生み給へるによりて、我國をば大八洲國と

名付けたるなり、猶この外にも、多くの島々を生み給ひしをこゝには省きたるなり●山川草木は、山神川神木神草神を云ふ、そを省きて、たゞ山川草木と云へるなり●日神は、天照大御神なり、日の世界をしらしめす神なるを以て、日神と申す●月神は、月讀命なり、月の世界をしらしめす神なるを以て、月神と申す●素盞鳴神、素盞は進む意にて、此神甚猛くましゝて、進み荒び給ひし故にかく申せり、鳴は借字にて男なり●以哭泣爲行、哭泣は小兒の怒りて泣く時の狀、爲行は仕事とするをいふ●人民夭折は、人民天命を全くせずして早く死するを云ふ、これ素盞鳴神の性質猛くましまするによりて、自然にかくありしなり●青山變枯、青山は草木の生ひ繁りて蒼々としたる山なり、變枯は其の草木を枯して峭山となすを云ふ、是亦此國の主たる神の御荒びによりて、國內の草木枯れたるなり●無道は、字の如く道なきなり、古訓にアヂキナシと有り、味氣無し義にて、人の無道なるは、物の味なきが如くなればなり●根國は、地下に在る世界の名なり、地の根底にあるを以て根國とも、又底の國とも名付けたるなり、

又天地剖判之初天中所生之神名曰天御中主神次高皇

產靈神。古語多賀美武須比。次神皇產靈神。是皇親神留彌命此神子天兒屋命即中臣朝臣祖也。

天地剖判之初、上に開闢之初と云へるに同じ、此の世界の初を指して云へり●天中は、高天原の中央を云ふ●所生之神、生は字の如く始めて生れ出づる意なり、然れば天、御中主、神も、此の時始めて生れ出で給へる様なれど、然るにあらず、御中主神は實に天地萬有の大元主宰の神なれば、必ず天地よりも、先だちてまし／＼けん事明らかなれども、次々の神等の始めて生れ坐せる由を語るにつきて、其の始なる神をも、所生とは語り傳へたるなり、其はいはゆる無始よりましませりと雖、天地の生せざる時は、其御徳現れまさぬを、既に天地のなりて、其御徳も成り顯るゝ事なれば、如此云ひても違へるにはあらず●天、御中主、神は、天の真中にまし／＼て天地萬物の大元主宰の神なる由の御名なり●高皇產靈ノ神、高は其の御靈徳の高く顯れたる意、皇は尊稱、產靈は字の如く、萬の物を産み出す奇々妙々なる神靈なり●皇親神留伎、皇親は天皇の御先祖と云意、神留伎は祝詞又宣命などには、神呂伎とあり、神の御祖の男神と申す意なり●神皇產靈ノ神、皇產靈は上に見えたるが如し、神は高に對して隠れたる意あり、此二柱の產靈ノ神は、天地間のありとあらゆる萬の物を作り出だし給ふ靈徳まします神等なり●神留彌は、神の御祖の女神と申す意なり、さて高皇產靈神は男神にまし／＼、此の神皇產靈神は女神にましませり、されど此の神等は隱身の神にして、現身の神にはあらず●此神子天兒屋命即中臣、朝

臣祖也、此の傳にては、天兒屋命は神皇產靈神の子とあれども、こは誤なり、日本紀及び姓氏錄等を合せ考ふるに、兒屋命は津速產靈神の曾孫にして興台產靈尊の子なり、天兒屋と云ふ名義は、天石窟の段にて、天照大神を招き奉られたる意にて、招き祖根の約なりと云ひ或は心彌の意なりともいふ、中臣は中執臣の意なり、神と皇との御中を執り持つ職なるを以て云ふ、朝臣は姓なり、始は連のかはねなりしが、天武天皇の時に朝臣を賜へり、

其高皇產靈神所生之女名曰栲幡千千姬命天祖天津彦尊之母也

栲幡千千姫、栲幡は栲の木の皮を以て織れる織物を云ふ、千々は縮む義にて其の布帛のちぢみたるを云ふ、此神機を巧に織り給へるによれる御名なるべし●天祖、天孫に對して天なる御祖と申す意なり、今は天祖といへば、天照大神に限るやうになりたれども、古は天照大神は申すに及ばず、吾勝尊より葺不合尊までをば天祖と申せり、

其男名曰天忍日命大伴宿禰祖也

其男其は高皇產靈神を指せり、男は男の御子と云ふ義●天忍日命は多くの武人を引きゐて、天孫を護りたる神なり、名義は大し日と稱へたるならん、日は高皇產靈などのヒと同じ尊稱なり

●大伴宿禰祖、大伴は今の武官にて、其のひきゐる部の大なる由なり、部は群の義にて、團結をなせる部落を云ふ、

又男名曰天太玉命齋部宿禰祖也

又男、高皇產靈神の又の男の御子なり●天太玉命は、諸の神等を率ゐて、神に奉る種々の物を造り玉ひし神なり、名義は、石窟の前にて、太玉串を捧げ持ちて奉り玉ひしによれるなり●齋部、身をも心をも忌み清めて仕へ奉る部と云ふ義なり、元は首の姓なりしが、天武天皇の御時に連の姓を賜はり、又後に宿禰の姓を賜はりたり、元は忌部とかきしを、後に齋部と文字を改めたるなり、

太玉命所率神名曰天日鷲命阿波國忌部祖也 手置帆負命讚岐國忌部祖也

彦狹知命紀伊國忌部祖也 櫛明玉命出雲國忌部祖也 天目一箇命筑紫伊勢兩國忌部祖也

此の諸神は、各其の掌る所ありて、神事に用うる物等を造り給ふ忌部の神等なる故に、皆齋部の總頭たる太玉命之を率ゐ玉ふなり●天日鷲命は、鷲の羽を以て矢を作り給ひしによれる御名

ならんか●手置帆負命は、木匠の祖神なり、名義は手を下に置きて小さき寸尺を取り、手を廣げて一尋二尋と大なる丈尺を知り給へるによれる御名ならん、帆は尋の約にて、即ち一尋二尋の

尋なり●彦狹知命、この神も同じく木匠の祖にて、名義は、彦は尊稱、狹知は度量知の意なるべし●櫛明玉命は、玉を作る事を掌り玉ひし神なり、御名の義は櫛は借字にて奇なり、明玉は

字の如く光うるはしき玉をいふ●玉作は、玉を作るを以て職とする人を云ふ●天目一箇命は、鍛冶の祖神なり、御名は眼の一なりしによれるならん●筑紫は、今の筑前筑後の地をさす、

於是素盞鳴神欲奉辭日神天照大神昇天之時櫛明玉命奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉素盞鳴神受之轉奉日神仍共約誓

即感其玉生天祖吾勝尊是以天照大神育吾勝尊特甚鐘愛常懷腋今俗號稚子謂和可古是其轉語也下稱曰腋子

於是は、上を受け下を起す言葉なり、俗にソコデと云ふに同じ、こゝは上の早退去於根國矣とある文を受けたるなり●天照大神、天にましくて四方に照り給ふ意なり、天をのみ照らし給ふ神といふ義にはあらず●瑞八坂瓊之曲玉、瑞は玉の美しくみづくしきを云ふ、八坂瓊は彌

眞明瓊なり、玉の美麗なるをほめて云ふ、曲玉は曲りたる玉なり、借字にて目も輝く程の美しき玉と云ふ意なりと云ふ説もあれどうけがたし●約誓は、文字の如く約誓ふ意なり、されど又所により、祈る意、又は卜ふ意に用ゐたる所あり●吾勝尊、御名義は、素盞鳴尊の誓約に勝ち給ひて、正哉吾勝と宣ひしによれり●特甚鐘愛、鐘は聚むる也、他の御子等にくらべて取分け愛せらるゝなり●常懷腋ノ下云々、いつも天照大神の御腋の下に懐き給ひしによりて、腋子と申すとなり、今俗云々は、廣成宿禰の時代の人は、稚子を和可古といひたるなり、さて其の和可古と云ふは、腋子より轉りたるなり、と註せられたるなり、されど今按ずるに、和可古は稚子にて、腋子の意にはあらざる也、稚とは凡て物の未成り整はざるをいふ、こゝも生れたるばかりにて十分に生長せざる子と云ふ義なり●本文の趣にては、櫛明玉、命より素盞鳴神に奉りたる玉を、素盞鳴神よりまた天照大神に奉り給ひ、其玉に感じて吾勝尊生れ給ひしやうに見ゆれど、こは誤にて、古事記日本紀に見ゆる如く、素盞鳴神根國に罷らんとするに當り、天照大神に違乞せんとて、高天原へ上り給ひし時に、山川國土悉く震動す、天照大神驚き玉ひて、吾が弟の來るは必ず善心にあらずして、我國を奪はんと思ひて來るならんとて、待ち構へて詰問せられしに素盞鳴神答へて申さるゝやう、吾元より黒心なし、唯父母の神の命により根國にゆくに

つけ、御暇乞に參りしまでなりと申されければ、天照大神申さるゝには、然らば汝の心の清く明らかなる事はいかにして知るべきか、と尋ねられければ、對て曰く、姊と共に誓約をいたし、其誓約の中、もし吾が生む所女子ならば濁心ありとなすべし、もし男子ならば清き心なりと知るべしと云ひて、素盞鳴神、天照大神の髮鬘及び腕につけ玉ひし玉を乞ひ取りて、天の眞名井に振り濯ぎて、さがみにかみて吹き出だし玉へる御氣に、吾勝尊を始め奉り、外に四柱の男神生れ玉ひしなり、故に大神勅して申さるゝには、物ざね即吾物なり、故に五柱の御子は吾が子なりとて、大神取りて養ひ給ひたるなり、

其後素盞鳴神奉爲日神行甚無狀種々凌侮所謂毀畔
 阿波埋溝古語美放樋古語斐重播古語志刺串古語久生剝古語逆剝古語尿
 那知古語埋溝古語放樋古語重播古語刺串古語生剝古語逆剝古語尿古語
 戸如此天罪者素盞鳴神當日神耕種之節竊往其田刺串相爭重播種子毀畔埋溝放
 樋當新嘗之日以尿塗戸常織室之時逆剝生駒以投室內此天罪者今中臣祓詞也
 蠶織之源起
 於神代也

其後は、誓約の後を云ふ●无狀は、其罪尤も大にして其狀をたとへて申しやうもなきなり、古

訓アチキナシとあり、味氣無し之意●種々凌侮、種々とは下に記せる毀畔以下の罪を云ふ、凌侮は日神をないかしろにしあなどり玉ふなり●所謂は、世に云ふ所のなり●毀畔は、田の畔を切りはなつなり、畔は田を界ひして土を高くせる所を云ふ、之を毀つは田の水を涸し、又外より漫に水を入らしむる態なり●埋溝、溝は田へ水を引く爲めに之を作る、溝を埋むれば田に水を引くことならぬなり●放樋、樋は池にもあれ堤にもあれ常は板にて水をせきおき、用ある時は之を開けて田に水を灌ぐものなり、其を取り放つ時は、忽ち水をして溢れしめ、又蓄へ置くと叶はぬなり●重播は、種子を蒔たる上にまた重ねて蒔くなり、かくの如くすれば、其種はえず熟らざるなり●串刺、注には串を刺して相争ふとあれども然らず、此は田中に串を刺し立て、農人の田中に入れば足を痛むる故、はいる事のならぬ様になせしなり●生剝逆剝は、生きたる獸を逆さまに下より上へ剝ぐなり●屎戸は、屎を放るなり、注に屎を以て戸に塗るとあるは非なり●如此天罪者云々、本文の八箇の罪を云ふ、天罪とは、天上にて素盞鳴神の犯し玉ひし罪を云ふ、耕種は田を耕して種を殖うるなり●當新嘗之日、新嘗は今年の新穀を以て神に供へ自らも食し玉ふ式を云ふ、天照大神の新嘗を聞食さるゝ日に當りてなり●當織室之時、織室は機を織り給ふ殿なり、天照大神機殿にありて神衣を織らせらるゝ時に方りて、生きたる駒

を逆剝にして機殿の内へ投げ入れ玉ひしなり●中臣、祓詞、即大祓詞なり、大祓の時に中臣の之を讀み上ぐるより中臣、祓詞と云ふなり、然るに後世中臣祓とのみいふは誤なり、祓のわざは卜部の掌る所にして中臣の掌る所にはあらず●蠶織之源起、於神代也、蠶は蠶を養ひ織は機を織るなり、こゝに織室の事あるにつきて、蠶織の事は神代より起れりと記されたるなるべし、

于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戸而幽居焉爾乃六合常闇晝夜不分群神愁迷手足罔措凡厥庶事燎燭而辨

于時天照大神云々、赫怒は大に怒るを云ふ、天石窟は高天原にある石窟なり、かくの如く色々の悪しき事をなし、天照大神を惱ませ奉られし故に、天照大神は大に御腹を立てさせられ、天の石窟に入り、窟の戸を立て、幽居らせ玉ひし也●爾乃六合云々、其のために天地眞闇となり、晝夜の區別もなくなりし故、多くの神々等、手足のおき處もなく心配せられ、大凡何事も燭を燎して漸く用をなされたりとなり、六合は天地四方を云ふ、

高皇産靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方

高皇産靈神云々、八十萬神とは、たい多くの神々と申す意なり、必ず八十萬と數を限りたるに

あらず、天八湍河原は、天上にある川の名、會はよせ集むるなり、高皇産靈神、八十萬の神等を天の八湍河原によせ集めて、天照大神へ御謝の仕方御議ありしとなり、さて此の傳にては、高皇産靈神より、八十萬神を召ひ集められたるやうなれども、古事記に神々の方より自然と集りたまへるやうに記せる方正しかるべし、

爰思兼神深思遠慮議曰宜令太玉神率諸部神造和幣。

爰は上をうけて下を起す詞なり、俗にソコデと云ふに當る●思兼神は、智慮勝れたる神なり、名義は多くの神の思慮を一神にて兼ね備へ玉ふ意、故に此の神深く思ひ遠く慮りて、大御神の御怒をやはらげ奉るべき事を議り定め玉へるなり●諸部神は、石凝姥神天羽槌雄神等の神々を云ふ●和幣は、ニギタへの約にて、ニギは柔なる由、タへは布帛の類の惣名なれど、こゝは其れのみならず凡て神に奉る備物を云へり、

仍令石凝姥神取天香山銅以鑄日像之鏡。

仍は、上を受けて、下を起す詞なり●石凝姥神は、鏡を作る事を掌り給ふ神なり、名義は本文に見ゆる如く鏡を幾度もつくり給へる意にて、鑄重戸邊とたへたるならんとも、或は石凝な

らんともいへり、姥は戸邊と通ひ女の尊稱なり、此名義猶考ふべし●天糠戸命、名義詳ならず

●天香山は、天上にある山の名なり●銅、こゝは借字にて赤がねにはあらず、古事記には鐵の字當れり●日像之鏡、日神の御光の如く照り明かなる鏡と云ふ意なり、

令長白羽神種麻以爲青和幣。

令長白羽神、伊勢國麻績祖今俗衣服謂之白羽此緣也。種麻以爲青和幣。古語爾令天日

長白羽神、名義白羽は色の白き布帛を云ふ、長は其の布帛の長さ由なるべし、されば麻を種るて青和幣を作り玉ひしによれる名なり、伊勢國には後世まで麻績氏あり、麻を績みて荒妙を作

り、神宮に進れり●今俗衣服謂之白羽云々は、廣成宿禰の頃には、衣服の事を白羽と世俗に云ひたるは、長白羽神の白羽より出でたる名なりとの意●青和幣、麻の色は木綿に比ぶれば、やゝ青き故に、青和幣と云ふなり●以津咋見神、名義詳ならず、以は率ゐてなり、以一本には與に作る●穀は、今の楮の木なり●白和幣、木綿は麻よりも其色聊白き故に白和幣と名付く●木綿は、本杜仲の一名にて穀には非ざれども、古より誤りて之を用ゐ來れり、さてユフは穀木の皮を以て織れる布帛にて、上古専ら用ゐしものなり●以上二物は、麻と穀となり●一夜は、唯一夜は

かりの間と云ふ事なり、此の時は常闇なりしかば、殊に夜と云ふべき時はなき筈なればなり、
蕃茂は繁茂るなり、

令_三天羽槌雄神_一。倭文遠_{祖也}。織文布_一。令_三天棚機姫神_一。織神衣_一。所謂和衣古語多倍。

天羽槌雄神は、文布を織ることを掌り給へる神なり、名義天は稱へて云ふ辭、羽は長白羽の羽に同く布帛を云ひ、槌のツは助字、チは男子の尊稱、雄は美稱なり●倭文は、筋織の義なり、チオ約りてトとなるを以てシドリといへるなり、後世の縞織の類なり、文布も同物なり●天棚機姫神、棚機は機の造り方は棚の如くなるによりて云へり、名義は神衣を織り玉ひしによれり●神衣は、天照大神に奉る衣なり、これ神宮神衣祭に服部氏人赤引の糸を以て、神衣を織りて奉る事の本なり●和衣は、和なる布帛なり、

令_三櫛明玉神_一。作_三八坂瓊五百箇御統玉_一。

八坂瓊五百箇御統玉、八坂瓊は上に出づ、五百箇は五百と限りたるにあらず、たゞ玉の數の多きを云ふ、御統玉は多くの玉を糸にて一くりに貫きたるを云ふ、

令_三手置帆負彦狹知_一。二神_一。以_三天御量_一。大小斤雜器_{等之名也}。伐_三大峽小峽_一。之材_一。而造_三瑞殿_一。美阿良可_{兼作御笠及矛盾}。

天御量、量は物を量る由の名にて、即ち尺度の類を云ふ●大小斤雜器、斤字は借字にて、これも物を指し量る故の名なり、大は一丈を云ひ、小は一尺を云ふ、雜器はこれのみならず其他の種々の器具なり●大峽小峽之材、峽は山と山との間を云ふ、俗に山の懷と云ふ所なり、大はたゞ言葉をあやなして云へるのみ、山の峽は風のあたらぬ故、ますますなるよき材の出来るものなるを以て然いふ●瑞殿は、立派なる御殿を云ふ、瑞は凡て物の美麗しきを稱め言ふ語、アラカは在所の義にて、即ち宮殿の事なり●御笠及矛盾、神事に笠矛盾を用うる事は此の時より起れるなり、

令_三天目一箇神_一。作_三雜刀斧及鍔鐸_一。古語佐

雜刀斧は、新宮を造るに用うる種々の刀物を云ふ、但し斧は宮を造る料の材を伐るものなり●鍔鐸は、鐵にて作りたる鈴なり、サナキはその鳴る音より名付けたる名なるべし、

其物既備掘天香山之五百箇眞賢木。自能禰居自而上枝懸玉。中枝懸鏡。下枝懸青和幣白和幣。令太玉命捧持稱讚亦令天兒屋命相副祈禱。

其物は、上にあげたる鏡を始め、種々の物を云ふ●五百箇眞賢木、五百箇は賢木の枝葉の多きを云ふ、五百株の意にはあらず、眞は賢木をほめて云へる言、賢木は榮樹の義にて、總て常磐木をさして云へるなり●掘は、根ながら掘り取るを云ふ●上枝懸玉云々、香山より根ながら掘りとり來たる賢木の上の枝には玉をかけ、中の枝には鏡をかけ、下の枝には青和幣白和幣をつけてなり●令太玉命云々、太玉、命をして眞賢木を捧け持ちて、稱言申さしめ、天兒屋命をして太玉命につき副ひて祈禱せしめたりとなり、此の傳は誤にて、實は古事記に見えたる如く、賢木を太玉命捧け持ち、稱言は兒屋命の申し上られしなり、

又令天鈿女命古語天乃於須女其神強悍猛固故以眞辟葛爲髮以蘿葛爲手緼蘿葛者比可氣以竹葉飫憇木葉爲手草久佐手持着鐸

之矛而於石窟戸前覆誓槽古語宇氣布禰誓約之意舉庭燎巧作俳優相與歌舞。

天鈿女命、名義は本注に見えたる如く、強悍猛固して恐怖べき由の稱なり●眞辟葛は、俗にツルマサキと云ふものなり●髮は、首の飾なり●蘿葛は、蔓草にて、日の當らざる山中に生ず、故に日陰と云ふ●手緼は、手をすかすためにするものなり●飫憇木葉、詳ならず●手草は、手に取持つ草なり、諸本手草の上、今の字あれどなき方正しかるべし、今手草といふならば、古名は外にあるべき様に聞えて却つて通せず●著鐸之矛は、鈴のつきたる矛なり、こは手に取持ちて打振などして、音をたてたるなるべし、後世神樂の取物に矛あり●覆誓槽誓槽は其の上を立て舞ふに、踏んで響あらしむる爲に、中を空虚にしたる臺なり、されば名義は空筒ならん、覆はさかさまにおくなり、今も桶などの類をうつむけにおくをふせると云ふも同じ意なり●誓約之意、ウケフネのウケは、誓約の意なり、と云へるは非なり、但し官本には此四字なし●舉庭燎は、庭火を焼く事なり、こは日、石窟に隠り給ひても、猶大神に變らぬ日神あり、白晝の如く明るき由を顯し、大御神の不審しく思し召す様に計はんためなり●俳優、言の意は事業招

きなり、面白く可笑しき業をして、日神を招禱奉れるによれり、それよりして後には、すべて面白く可笑しき事をワザヲキと云ふ事になれるなり、巧作は上手にするなり●相與歌舞は、鈿女命と八百萬神と共に歌ひ舞ひ給ふなり、

於是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄少不合意是紀伊國次度所鑄其狀美麗是伊勢大神也

初度所鑄少不合意は、初の度に鑄たる所の鏡は、少か石凝姥神の意に合はざりしとなり●紀伊國日前神、紀伊國名草郡にあり、今は官幣大社に列せらる●次度所鑄云々、二度目に鑄たる鏡は美麗しく出来たりとなり●伊勢大神、下に云ふべし、

儲備既畢具如所議爾乃太玉命以廣厚稱詞啓曰吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命乞開戸而御覽焉仍太玉命天兒屋命共致其所禱焉于時天照大神中心獨謂比吾幽居天下悉聞群神何由如此歌樂聊開戸而窺之

儲備既畢具如所議は、上文に見えたる思兼神の御議の如くに、萬事儲け備へ畢りて、さて其御議の如くに、悉く其の事を行はせられたりとなり●爾乃太玉命云々、こは前にも云へるが如く齋部氏の私事にて、實は兒屋命の申し給ひしなり、廣厚は、稱詞の丁寧なるを云ふ、稱辭は何事も十分にほめたゝへて云ふをいふ、啓は申すなり●吾之所捧云々、これも齋部家の傳ならん、吾は太玉命なり、太玉命の捧ぐる所の御鏡の明麗しきこと、恰もあなたの如くあるによりて、石屋の戸をあけて御覽あそばせとなり、汝命は天照大神をさし奉る、さて此の所、古事記には、天照大神石窠に籠りましくて、神々の石屋戸の前にて笑ひ樂まるゝをきゝて、怪しと思し召し、少しく石窠戸を開きて、内より仰せらるには、吾が隠り居るによりて、天原自闢く、葦原中國も悉く闢くあるべきなり、然るに如何にして鈿女は樂をなし、亦八百萬神も共に咲ふぞとありければ、天鈿女命汝命より一層貴き神坐ますか故に、歡喜びあそぶと申上げられたり、かく申す間に、天兒屋命太玉命其の鏡を指出し、天照大神にみせ奉れば、大神もいよしく怪しと思しめされ、少しく戸の處より外へ出でのぞきたまふ時、手力雄命引き出し奉れる様に記せり、此書の如く、始より鏡を覽せと、打つけに申したるにもあるまじく思ひやらるゝなり●中心獨謂は、心の中に獨り思し召さるゝ様にはなり、

爰令天手力雄神引啓其扉遷座新殿則天兒屋命太玉命
 以日御綱今斯利久迷繩廻懸其殿令大宮賣神侍於御前是玉命久志備所生神如今世内侍善言美詞和君臣間令宸襟悅懌也
 衛殿門是並太玉命之子也令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守

天手力雄神は、思兼命の子なり、名義は文字の如く手力強くまします由なり●引啓其扉は、石屋の扉を引き啓けてなり●遷座新殿は、手置帆負彦狹知命の造らせられたる新殿へ遷し奉れるなり、是即遷宮式の起本なり●日御綱は、日神の御殿に懸くる故の名なり●斯利久米繩は、尻籠繩にて、尻は藁の端を云ふ、之を切り棄てずして籠め置く由なり、さて此を懸け廻らしたるは、邪神の入り来るを防がん爲なり、今世までも人の入り来るを禁むるに繩を曳くは、此より出でたるなり●是日影之像也は、藁の端の出でたる状を日の影に像れる由なれど、此は古意にあらず、此の書を記せる頃の一説なるべし●大宮賣神、名義賣は女なり、此神、天照大神の大宮の内事を主り玉ふによれる御名なり●侍於御前、御前は天照大神の御前なり、侍とは貴き人の

前に伺候するを云ふ●久志備は、奇びなり、此は尋常の生れ方にてはなく、殊に奇妙なる事によりて生れませるを云ふ●内侍は、女官の事なり、表向きにてはなく奥向に侍り仕へ奉るを以て、ウチツミサムラヒといふ●善言美詞、善言は、天皇の御心のふさぎで、鬱々としてしませる時、それを休め奉らん爲に、わざと面白く可笑しき事を申して、御心を取り奉るを云ひ、美詞は、天皇の御心の怒りませる時など、詞を美しくして、それを和げ奉り、御心を取り奉るなとを云ふなるべし●和君臣間は、天皇の御心に叶はざる事ありて、臣下の御前に出づるを憚り畏るゝ事などのある時に、そを取り直し和ぐるなり●宸襟は、天皇の御心を云ふ、悦懌、二字共によろこぶなり●豊磐間戸命櫛磐間戸命は、御門を守り玉ふ神なり、名義は豊も櫛も稱名にて、豊は物の足り備りて不足なき意、櫛は奇の借字にて、奇しく妙なる意、磐間戸は磐眞門にて丈夫なる門と云ふ事なり●是並太玉命之子、齋部家にはかく傳ふれども、實は手力雄命の一名にて、太玉命の御子にはあらざるなり、と平田翁は云はれたり、

當此之時上天初晴衆俱相見面皆明白伸手歌舞相與稱
 曰阿波禮言天晴也阿那於茂志呂古語事之切皆稱阿那言衆面明白也阿那多能志

言伸手而舞今指樂事、謂之多能志此意也。

阿那佐夜憩。

竹葉之聲也。木名也。振其葉之調也。

此之時は、天照大神の石窟より出で玉ひし時を云ふ。●上天初晴云々、先に常闇なりしが、今天始めて晴れて、諸の神等相互に面を見合せ給へは、悉く明白に見えて、樂しみ喜び、手を伸して歌ひ給ひしとなり。●阿波禮は、歎息の聲なり、天の晴れたるを云ふと云へるは非なり、阿那於茂志呂、阿那は本注に見ゆる如く、事の甚切なる時發する聲なり、今の俗言に、アラと云ひ、アレと云ふも同じ、於茂志呂は面白なり。●衆面明白は、神々のはつきりとよくわかるなり。●阿那多能志は、あな樂しなり。●言伸手而舞云々は、附會の俗説にして取に足らず。●佐夜憩は、本注に竹葉の聲なり、とあれども非なり、こは大神の岩屋戸を出でたまひて、世間の分明に明らけくなれるを云ふ。●飢憩、本注に木名也とあれども、古も今も聞かず、伴信友の説に、神樂にアチメオケと唱ふることあり、オケは猿にて、鈿女命の俳優の上手なるをほめて、鈿女猿と云ひたるならんを、其は埋め置けと聞ゆる故に、アチメオケと云ひかへたるなるべしとあり、神樂のアチメオケは、誠に然るべけれど、こゝのオケはいかゞあらん、

爾乃二神俱請曰勿復還幸仍歸罪過於素盞鳴神而科之

以千座置戸令拔首髮及手足爪以贖之仍解除其罪逐降焉。

爾乃は、上の大御神を新殿に遷しまつりたる所の文を承けたり。●二神は、兒屋命太玉命なり。●勿復還幸は、再び石窟へかへり給ふ事勿れなり。●仍歸罪過於素盞鳴神とは、常闇の禍事は、此の神の天罪より起れる故に、其の罪過を、歸せたるなり。●科は、令負にて、物事を其の者に負ひ持たしむるをいふ。●千座置戸、千座は其數の甚多き由にて、座とはすべて物を置く所を云ふ、置戸は置物と云ふが如し、即ち祓物を云ふ、祓物は罪ある人より出ださしめ、之に罪をよせて解除ふなり、祓物は其の罪の輕重によりて増減あり、其の罪重ければ祓物も多からざるを得ず、故に多くの祓物を出ださしめ奉れるなり。●拔首髮及手足爪は、身につきたる品物を取りて、猶足らざる故に、首髮また手足の爪までも抜き取るなり。●贖とは此の祓物に罪をよする故に、此の物を以て罪を贖ふ意なり。●仍解除其罪逐降焉、其罪は素盞鳴命の罪なり、其罪を解除ひて根國に逐ひ降したりとなり、

素盞鳴神自天而降到於出雲國簸之川上以天十握劍其名

天羽々斬。今在石上神宮。古^リ斬^リ八岐大蛇。其尾中得一靈劍。其名曰天語。大蛇謂之羽々言斬蛇也。

叢雲。大蛇之上常有雲氣。故以為名。倭武尊東征之年。到相模國。遇野火難。即以此劍。薙草得免。更名草薙劍也。

然後素盞鳴神娶國神女。生大己貴神。古語於保那武智神。遂就於根國矣。

簸之川は、出雲國大原郡に在り●天十握劍、天は稱へて言ふ、其は天の物は、皆尊く美しき故に、總てほめ稱へて天の某と云ふなり、十握は手にて十握ほどの長さなるを云ふ●天羽々斬は劍の名なり●石山神宮は、大和國山邊郡にあり、今官幣大社に列せらる●古語大蛇謂之羽々、大蛇をばと云ひたる事、諸書に見えず、へびまたハムなど云へばそれよりうつりたるならんか●八岐大蛇、八は必ず八つと限りたるにあらず、頭尾のいくつもある大なる蛇なるべし、されど近世石見國邑知郡八面山にて八頭蛇を獲たることもあれば、此の八岐大蛇も、正しく八頭ありしならんもはかるべからず●其尾中得一靈劍は、八岐大蛇の尾の中より一の靈劍を得たるなり、靈劍は常にかはりて靈異なるを云ふ●天叢雲と名つけたる事、本注に見えたる如

し、これ即我國三種の神寶の一にして、今は熱田神宮土用殿にまします●倭武尊東征之年、景行天皇の段に註すべし●相摸國、日本紀には駿河國とす、此地は今の駿河國益頭郡の内なり、されば今は相摸にはあらざれども、古は駿河も相摸の國の内なりし故に、かく記されたるならん●獻上於天神、この文には只天神とあれども、古事記日本紀を參考するに、天照大神に獻上られたるなり●娶國神女、國神は天神に對して、此の國に生れ玉ひし神を云ふ、こゝは大山津見神の子足名稚の女奇稻田姫を娶られたるなり●大己貴神、名義は大名持なり、名は其の功德によりて附く事なるに、此神は御名をいくつも持ち玉へるによりて、大名持神と稱へ奉れるなり●遂就於根國、遂は俗にとりくぐと云ふ如し、根國の解は上に見えたり、

大己貴神。一名大物主神。一名大國主神。一名大國魂神。今大和國城上郡大三輪神是也。

與少彥名神。高皇產靈尊之子。通稱也。

共戮力一心經營天下。為蒼生畜產。定療病之方。又為攘鳥獸昆蟲之災。定禁厭之法。百姓至今咸蒙恩賴。皆有效驗也。

大物主神、物とは神を云ふ、此の神は幽冥の主宰にて、八百萬の神の主たる由の御名なり●大國主神は、文字の如く國の主たる神と申す意●大國魂神は、國土を經營りて百姓に恩賴を蒙らしめ玉ふ故の御名なり●大和國城上郡大三輪神は、延喜式神名帳には、大神大物主神社とあり、大物主神を祭るなり、今官幣大社に列せらる、大物主神は大國主神の和魂にて、大國魂神は荒魂神にましますなり、されど究竟同神の御魂なれば、かく一つ合せて傳へたるなり●少彥名神、此神の御形少さくましまするによれる御名なり、彥は男神の稱名、名も稱へて添へたるにて例多し●常世國は、もと神仙のまします國をいへるなり、それより轉りて容易往來の出來難き外國をさしても云へり、爰は即其の方なり少彥古名神の外國に渡られたるは、此時に外國はまだ十分に作り整へてなかりし故に、作り堅むる爲めに渡られしなり●戮力一心經營天下は、大國主少彥名の二神、力を戮せ心を一にし天下を經營り玉ふを云ふ、伊弉諾伊弉册二神、天神の勅により、先づ大八洲を生み玉ひしかども、未だ全く功を竟へ玉はざりし故に、今此の二神その功をつぎて造り玉へるなり●蒼生は、人民を云ふ人民の多く生るゝを青草の生ひ繁るに譬へたるなり●畜産は、家に畜ふ鳥獸を云ふ、牛馬鶏犬の類なり●療病之方は、病を療治する仕方なり●鳥獸昆虫之災は、怪しき鳥の災を爲し、獸にかまれ、或は蝮などに整さるゝ類を

云ふ、昆虫、虫は多くは地をはひあるくものなるを以てハフムシといふ●禁厭は、咒術なり●百姓は、大御寶の義にて、人民を云ふ、人民は、神と君との寶なる由の名なり●蒙恩賴、皆有效驗也は、御恩を蒙りて皆何れも効驗ある由なり、恩賴は御恩なり、

天祖吾勝尊。納高皇產靈神之女栲幡千千姫命。生天津彦尊。號曰皇孫命。天照大神高皇產靈神。二神之孫故曰皇孫。

天津彦尊は、天津彦火瓊杵尊をはぶきていへるなり●皇孫命は、皇御真にて、天照大神の眞の御子と云ふ意なり、古は子と云へばとて、必ず自己の生みたるをのみ云へるにあらず、子孫をも廣く子と云へり、皇御孫命は瓊々杵尊より始めて、御代々の天皇をも、すべて稱し奉る御名なり、下の註に、二神の御孫なる故に皇孫と云ふ、と云へるは文字になづみたる説にて非なり、
 既而天照大神高皇產靈尊。崇養皇孫。欲降爲豐葦原中國主。仍遣經津主神。是磐筒女神之子。今武甕槌神。是瓊速日神之子。今驅除平定。下總國香取神是也。常陸國鹿島神是也。

崇養皇孫云々、皇孫は瓊々杵尊を申す、崇養は崇敬ひ養育つる由、降は高天原より此國へ降すなり、豊葦原中國、豊は上にも云へる如く、物のゆたかに足りともへの意、葦原中國は、古は我國の海邊に、葦多く生ひ茂り、其中に在りし故、葦原中國と云へるなり、原とはすべて廣く平なる所を云ふ、此の處古事記には天照大神、此の御國をば、忍穗耳尊に知らさしめ奉らんとせられ、此の國に降る御仕度あそばさるゝ程に、瓊々杵尊御生れになりしによりて、瓊々杵尊を下し玉ふ事に、御定めありしなり、それを此の書には略してかく記されたるなり●經津主神は、布都御魂、劔に由れる御名なり●磐筒女神は、湯津磐村なりませる神なり、磐は字の如く、筒の上のツはノと同じ意の助辭、下のツは尊稱なり、女は女神なるよしなり●香取神、下總國香取郡に御鎮座あらせられ、香取神宮と云ふ、今官幣大社に列せらる●武甕槌神、武はたけつよき由、甕は嚴と同じ、いかめしきを云ふ、都は助辭、チは尊稱なり、甕速日神、甕は甕槌の甕に同じ、速日は稱名なり●鹿島神、常陸國鹿島郡にあり、鹿島神宮と申す、今は官幣大社に列せらる●驅除平定は、惡しき神を追ひ除けて、天下を平け定むる事なり、

於是大己貴神及其子事代主神並皆奉避仍以平國矛授

二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安今我將隱去矣辭訖遂隱於是二神誅伏諸不順鬼神等果以復命

事代主神、事代は借字なり、此神は此國をば天孫に奉らんと云ひ、其の言葉の驗を立て、青柴垣に隠れ玉ふによれる御名なり●平國之矛は、大國主神天下を經營り玉へる時に、あらぶる神どもを打平らけ玉ひし矛なり●授二神は、經津主神武甕槌神の二神に授け玉ひてなり●治功は、天下を治むる功なり●天孫は、天神の御子孫と申す義なり、此は瓊々杵尊を指し奉る●平安は、おだやかに治まるを云ふ●我將隱去矣、こは大國主神の御詞にて、此世を去りて八十垺手に隠れんとなり●誅伏諸不順鬼神等云々は、諸の順はざる邪しき神どもを罪に行ひて、果に復命せられたりとなり、復命は始め仰せつけられたる條々をば、箇様々々に致したりと、其の始末を申し上げる事なり、

于時天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰夫葦原瑞穗國

者。吾子孫可^キ王^{タル}之地。皇孫就^ル而治焉。寶祚之隆當^ト與^ニ天壤無窮^{ナク}矣。

相語は、天照大神高皇產靈ノ神二柱より皇孫命に仰せらるゝにはなり●夫、葦原瑞穗國者云々、此書には天照大神高皇產靈神兩神にての事とすれども、日本紀一書の傳の如く、天照大神の勅とする方正しかるべし、瑞穗は美^ミき稻なり、我が國は萬國にすぐれて、美しき稻の生ずる國なるを以て、瑞穗國と名付く、吾子孫は天照大神の御子孫なり●就而治焉は、葦原瑞穗國に往きて、其國を治めよとなり●寶祚は、天皇の御位を云ふ●天壤無窮、天壤は天地、無窮は限りなき事なり、皇統の天地と共に窮りなきを云ふ、

即^チ以^テ八咫鏡^ヲ及^ビ草薙劍^ヲ二種^ノ神寶^ヲ授^ケ賜^ヒ皇孫^ニ永^ク爲^ス天璽^ト。所謂神璽劍鏡也。是^{ナリ}矛玉^ヲ自^ラ從^レ。即^チ勅^シ曰^ク。吾兒視^ル此寶鏡^ヲ當^テ猶^レ視^ル吾^ノ與^ニ同^シ牀^ヲ共^ニ殿^ス。以^テ爲^ス齋鏡^ト。仍^テ以^テ天兒屋^ヲ命^シ太玉^ヲ命^シ天鈿女^ヲ命^シ使^シ配^シ侍^ス焉。

八咫鏡は、石窟戸の段にて、石凝姥命の二度目に造れる御鏡にて、即チ今の伊勢大神にまします、

名義は八は彌^ヤの義咫は手の義にて、兩手を開きて並べたる程の大きさの鏡と云ふ、八花形の鏡なりといへる説は信じ難し●草薙劍は、素盞鳴尊の八岐大蛇の尾中より獲玉ひし劍にて、始は叢雲劍と云ふ、後に日本武尊の草を薙き玉ひしより、草薙劍と改めたり●二種ノ神寶、こゝには二種とあれども、古事記にも、日本記にも、鏡劍玉と三種を傳へ玉ひし由に見え、後世までも三種神寶と申すなり、然るにこゝに二種とかきたるは、齋部家にては、天皇御即位の時、此二種神寶を奉る例なりしかば、古より箇様に申し傳へたるを以て、其儘に記せるなるべし●天璽とは、天皇の天津日嗣を知し食す御璽と云ふ義なり●所謂神璽之劍鏡是也は、世に云ふ所の神璽の鏡劍と申すは、即チこの天璽の事であるとの意●矛玉自從、矛は上に見えたる平國の矛にして、八千矛神（大倭神社の相殿にます）の御神體となり、玉は大倭神社の大國魂神の御神體となれり、此玉を三種の神寶の一なる八尺瓊の曲玉と見るは非なり、自從とは、神璽と申す譯にてもなく、たゞそれとなく、自然に神寶にそへて下されたる由なり●吾兒視此寶鏡云々、吾兒は瓊々杵尊より以下御代々の天皇を申す、上代に子と云ふは泛く子孫までに渉る名なること上に云へるが如し●同牀共殿は、天皇と天照大神と同じ御殿同じ御牀にましますを云ふ、猶委しく下に云ふべし●齋鏡は、天照大神の御靈として齋ひ奉る鏡と云ふ義、大神の詔に、此の鏡は

吾御魂として、吾が御前を拜くが如く齋き奉れとあるを思ふに、此の御鏡は即ち大御神の御靈代なる事明なり●仍以天兒屋命云々使配侍此の三神はかの石窟戸の段にて大功ありし神なるを以てなり、猶此の外に、石凝姥命王祖命の二神をもそへ下し給ひしを、此には略されたるなり、此五神を合せて五部緒神といふ、

因又勅曰吾則起樹天津神籬神籬者古語比茂呂伎及天津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命二神宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉惟爾二神共侍殿內能爲防衛宜以吾高天原所御齋庭之穗是稻種也亦當御於吾兒矣宜太玉命率諸部神供奉其職如天上儀仍令諸神亦與陪從

日本紀には、吾則といふより爲吾孫奉齋矣と云ふまでは、高皇產靈尊の勅とし、惟爾と云ふより當御於吾兒矣と云ふまでは、天照大神の勅とせり、實に是正しき傳なり、此の本文は、すべて二神の勅混淆して明ならず、宜しく日本紀に従ふべし●起樹天津神籬及天津磐境云々、

神籬は今の神祠なり、賢木を刺立て神の御室とするを云ふ、磐境は神を祭る地を、磐を以て築き固めて造れるを云ふ、爲吾孫奉齋は、高皇產靈神、御自其の御靈を神籬に齋ひたまひて、御代々の天皇の御守となし玉へるなり、これ即ち後世神祇官の西院に坐す八神殿の起源なり●惟爾二神云々は、これ汝等二神共々に天皇の御殿の内に侍ひて、よく非常を防ぎ衛れとの意●吾高天原所御齋庭之穗云々、吾は天照大神を指し奉る、大神の高天原にて聞し食さるゝ稻の穂を天孫にも聞し食させ奉れとなり、齋庭は大嘗を行ふ庭を云ふ、大嘗を行ふため、殊に齋み清めたる庭と云ふ意なり、大嘗は毎年の新穀を神に奉り自らも食する儀式をいふ、古は大嘗とも新嘗とも稱せしを後世一代に一度行はるゝを大嘗といひ、毎年行はるゝを新嘗と稱す●稻穗也、本文に穗とあるに付きて、是即ち稻の穂なる事を知らせたるなり●太玉命率諸部神云々は、石窟戸段にて功績ありし齋部の神等を率ゐて葦原中國に降り、各其の職を以て皇孫命に供へ奉る事、天上にて天照大御神に供へ奉れる如くせよとの勅なり●仍令諸神亦與陪從は、齋部の諸神と共に、其他の諸神をも、共々に、天孫に陪從せしめて降し玉ひしとなり、

復勅大物主神宜領八十萬神永爲皇孫奉護焉仍使大伴

遠祖天忍日命帥來目部遠祖天穗津大來目帶杖前驅。

この大物主神への勅は、此神歸順し玉ひて其の御子言代主神と共に、八十萬神を帥ひて天に昇り玉ひし時、高皇產靈神の詔へる御言なり●八十萬神は、八十萬と限れるにあらずたゞ多くの神と云ふ義なり、この神等は上に出でたる天上の八十萬神とは別にて、この國の神等にて、即ち大國主神の統率する所の神々なり●大伴、遠祖天、忍日、命、上に見えたり●來目部、遠祖天、穗津大來目、來目部は忍日ノ命の帥る玉ふ軍人の部なり、天、穗津大來目の穂は借字にて奇、津はノに通ふ助辭、來目は組にて軍隊の事なり、來目部を率ひ給ふによれる御名なるべし●帶杖前驅、仗は兵器なり、即弓矢刀劍の類を云ふ、帶は身につくる事なり、前驅は先拂にて、貴人の行かると御先をばらひよくるを云ふ、次に先驅とあるも同じ、

既而且降之間先驅還白有一神居天八達之衢其鼻長七咫背長七尺口尻明曜眼如八咫鏡即遣從神借問其名八十萬神皆不能相見於是天鈿女命奉勅而往乃露其胸乳

押下裳帶於臍下而向立咲噓是時衢神問曰汝何故爲然耶天鈿女命反問曰天孫所幸之路居之者誰也衢神對曰聞天孫應降故奉迎相待吾名是猿田彦大神時天鈿女命復問曰汝應先行將吾應先行耶對曰吾先啓行天鈿女命復問曰汝應到何處將天孫應到何處耶對曰天孫當到筑紫日向高千穗穗觸之峰吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上因曰發顯吾者汝也可送吾而致之矣天鈿女命還報天孫降臨果皆如期天鈿女命隨乞侍送焉
天鈿女命者是猿女君遠祖以所顯神名爲氏姓今彼男女皆號爲猿女君此緣也

既而且降之間云々、最早天孫も將に天降りまさんとし玉ふ程に、先驅の神還りて申す様にはなり●天、八達之衢は、天より降る道の幾筋にも分れ居る所を云ふ●其、鼻長七咫云々、尋常の神

より優れて大なるを云ふ、七咫、咫は手を廣けたる大なる事上に云へるが如し、●口尻明曜は、口及び尻より光を放ちたるにもあらんか、●眼如八咫鏡は、眼の大きくして且光り耀くと鏡の如くなるを云ふ●即遣從神云々、從神は御供の神なり、御供の神を遣して、住て其の名を問はしむるに、何れも猿田彦神の容貌に畏れ、對面して其の名を問ふ事能すとなり●奉勅は、天照大御神高皇產靈神の勅を受けてなり●乃露其胸乳云々、乳は胸にあるを以て胸乳と云ふ、裳は女の腰に纏ふ物なり、鈿女命衣の前をわざと廣げて、乳までも見ゆる程にいたし、裳の帯を臍の下まで押下げ、しかして猿田彦神の前に向ひ立ちて大笑ひしたりとなり、扱この胸乳を露し裳帯を臍下に押下たるは、古事記には石窟の段に見えたり、其の方や正しからん、此なるも戲謔の體ながら、猶少か不敬なる様にきこえて如何に覺ゆるなり●咲曠は、口を開きて大に笑ふを云ふ●汝何故爲然耶、衢神より鈿女命に、汝何故に箇様なる可笑しき狀をするかと問ひかけたるなり●反問曰云々、反問は彼の問に答へずして此方より問ひ反すを云ふ、問ひ反して、天孫の行幸ある路に、憚もなく出で居る者は誰であると云ひたりとなり●衢神對曰云々、聞えたる如し●猿田彦大神、此は出雲國の佐太大神なり、猿田は即佐太と訓むべし●吾先啓行とは、衢神行幸の道案内申さんとの義なり●筑紫日向高千穂櫛觸之峰、筑紫は今の九州

の總名、日向は今の日向大隅薩摩の地にて、高千穂櫛觸之峰は今の大隅の霧島山是なりと云ふ●狹長田は、伊勢國多氣郡にあり●五十鈴川上は、下に云ふべし●發顯吾者汝也、吾はいかなる神とも知られざりしを、問ひ尋ねてそれと顯せるものは、鈿女命なりとの義●可送吾而致之矣は、吾が到る可き伊勢國まで送り致せとの意●果皆如期は、猿田彦神の白されたる如く、果して高千穂の峰に天降り給ひしを云ふ●隨乞侍送焉は、猿田彦神の乞ひのまゝに彼の神につき副ひて伊勢國まで送り行きたりとなり●猿女君、此に云へる如く猿田彦神の御名を取りたるにて、猿女は氏、君は姓なり●今彼男女皆號爲猿女君、此緣也、男女皆と云ふ事心得難し、氏性は男女共に呼ぶ事は萬姓の常なれば、殊に男女皆と云ふに及ばず、又この號は女に限れる様にて男に猿女君と云へる事は他書にも見當らずと古事記傳にあれど、祠官系圖には猿女君氏春と云ふ人見えたれば、女に限れりとは云ふ可からざるなり●扱此の書は國史にもれたる事を記すが主意なるに、かく日本紀と同じ様なる傳を長々と記されたるは皇統の始なると、後段あぐる事の起原なるによれり、是實にこの書の大眼目なればなり、

是以群神奉勅陪從天孫歷世相承各供其職。

是以群神云々、群神とは、兒屋命太玉命を始め其他御供に従へる神々を云ふ、群神、天照大御神高皇産靈神の勅を奉じて、天孫降臨以來御歴代の間、相承継ぎて家々各々其職を以て朝廷に云へ奉れりとなり、

天祖彦火尊娉海神之女豊玉姬命生彦瀲尊誕育之日海濱立室于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作箒掃蟹仍掌鋪設遂以爲職號曰蟹守今俗謂之掃守者彼詞之轉也

彦火尊は彦火々出見尊を略して云へるなり、此は天津彦尊の御子にして、御母は大山祇神の御女木華之開耶姬命にまします●嫂海神之女豊玉姬命、海神は海を掌り給ふ神なり、御名は豊玉彦命と稱す、豊玉とは満珠干珠など云ふ寶を持ち玉へるによれる御名か、又或は御形之美麗しきをほめて云へるにてもあるべし、娉は娶なり、彦波尊は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を略して云へるなり、御名義は海邊の瀲に産舎をたて、鸕鷀羽を以てふきたるに、未だ葺き合へぬ程に生れ玉ひしによれり●誕育之日は、生れ給ふ日と云ふ義●立室は、産室を立てたりとなり●天忍人命は、和多罪命の子振魂命四世の孫なり●供奉陪侍は、産室に侍ひて、其の

事ニ供へ奉るを云ふ●作箒掃蟹、こは海邊故蟹の多かりしによれるなるべし●仍掌鋪設云々、鋪設は敷物を設くるなり、箒を作りて以て蟹を掃ひて仕へ奉りたる縁よりして、禁中の洒掃鋪設の事を掌り、是を以て職となし、名つけて蟹守といひたりとなり●今俗謂之掃守者云々、大同の頃掃守と云ふは、蟹守と云ふ詞の轉り訛れるなりとの義、

逮于神武天皇東征之年大伴氏遠祖日臣命帥督將元戎剪除兇渠佐命之勳無有比肩物部氏遠祖饒速日命殺虜帥衆歸順官軍忠誠之効蒙褒寵

神武天皇、御名は神日本磐余彦尊、彦瀲尊第四の御子、御母は海神の女玉依姬命なり、神武は後世より奉れる漢様の諡號にて、聰明叡智神武而不殺者と云ふ易の句より取れり●東征之年、東征とは、日向より大和に上り給へるを云ふ、即大和は日向より東に當れるを以て東征とかけらるなり、年の字は軽く見るべし、東征之時と云んか如し●日臣命帥督將元戎剪除兇渠、日臣命は後に道臣命と改む、督將は軍の將を云ひ、元戎は多くの兵卒を云ふ、日臣命、軍の總大將となり、諸將及び兵卒に引きつれて、兇賊の渠帥を剪り除かれたりとの義則、兇猾を始め八十梟

帥等の逆賊を誅め伐たれたるを云ふ●佐命之勳云々、佐命は王命を佐くるなり、日臣命天皇を佐け奉れる手柄世に抜群て、肩をならぶものなかりきとなり●物部氏遠祖饒速日命、物部は武士部なり、武士とは武事を以て朝廷に仕へ奉る者を云ふ即ち今の軍人なり、此の氏武を以て仕へ奉る部の主たる故に、物部連と云ふなり●殺虜帥衆云々、虜は長髓彦を指せり、長髓彦を殺し其の従へたる衆の兵士を帥ゐて、官軍に降り順はれたり、さて其忠義の効、誠に淺からぬによりて、別して褒め寵み給ひたりとなり、

大和氏遠祖椎根津彦者迎引皇舟表績香山之巔賀茂縣主遠祖八咫鳥者奉導宸駕顯瑞菟田之徑

大和氏遠祖云々、神武天皇日向より大和に上り玉はんとて、速吸之門と云ふ所に至り玉ひし時、椎根津彦迎へ奉りたれば、汝能く我が爲に導きせんやと問ひ玉ふに、導き奉らんと答へて、天皇を御舟に導き奉りたるを云ふ●表績香山之巔、績は手柄なり、香山は大和國十市郡にあり、神武天皇の御夢に神の御告ありて、香山の土を取らん爲に、椎根津彦と弟猾とを遣はされし時に、椎根津彦乃祈て曰く、我が天皇能く此の國を定の玉ふべくんば、行路に妨げなからん、若

し能はずんは賊必ず防かんと云ひて行くに、賊ども道を開きて行かしたり、依て香山に上り、其の嶺の壅を取りて歸るを得たり、こゝはそれを指せるなり●賀茂縣主云々、賀茂は山城の地名、縣主は其の地を治むる官名、八咫鳥は即ち武津之身命なり、八咫鳥に化して官軍を導き奉りしによりて八咫鳥と名を負へり、(八咫鳥とは頭の大き八咫ありて尋常のより大なる鳥と云ふ義なり)●奉導宸駕云々、宸駕は天皇の御車を云ふ、即ち行幸を指すなり、顯瑞は祥瑞を顯せるなり、天皇紀伊より大和に入り給はんとするに、山中嶮絶して行くべき路なかりし時、天照大御神の御告ありて、朕今八咫鳥を遣して嚮導者となすべしと宣ふ、果して八咫鳥ありて空より飛び降りければ、其の鳥の向ふまゝに踏み行きて、遂に菟田に出でし事あり、こゝはそれを指せるなり、菟田は今の大和國宇陀郡なり、

妖氣既晴無復風塵建都橿原經營帝宅

妖氣既晴無復風塵、妖は災なり、風塵は風吹て塵をあぐるを以て、不順の徒ありて世の靜ならぬに譬へたるなり、天皇に背き奉る逆賊等皆誅に伏し、天下風塵なくよく治まれるを云ふ●建都橿原、都は天皇の大宮ある所を云ふ、橿原は大和國高市郡にあり●經營帝宅は、天皇の大宮を造り奉るを云ふ、

仍令_{メヒキ}天富命_{ヲシテ}之孫_{トシテ}。率_テ手置帆負_{ハシ}。彥狹知_{ハシ}二神之孫_{トシテ}。以_テ齋斧齋_ヲ。始_ニ探_ル山材_ヲ。構_テ立_テ正殿_ヲ。所謂_ニ底都磐根_ニ宮柱布都之利立_{トシテ}。高天乃原爾搏風_{トシテ}。故_{シテ}其裔_今在_ニ紀伊_ノ國名草郡_ニ。御木_ノ龜香_ノ二鄉_ニ。古語_ニ正殿_{トシテ}。探_ル材_ヲ。齋部_ノ所居_ニ。謂_フ之_ヲ御木_{トシテ}。造_ル殿_ヲ。齋部_ノ所居_ニ。謂_フ之_ヲ龜香_{トシテ}。是_レ其證_也。

齋斧齋鉏、齋は齋み清めたる由なり、斧は木を伐るに用ゐ、鉏は柱を立つる穴を掘るに用ゐるものなり。●正殿は、天皇のまします御殿を云ふ。●所謂底都磐根宮柱布都之利立は、大地の底にある磐石のもとまで深く掘りて宮柱を太く著く立てと云ふ意なり、磐根はたゞ磐の事なり、上古は神社も人家も地をほりて柱を立てし故にかゝる稱辭あるなり。●高天乃原爾搏風高之利氏は、御殿の屋根の上にあるヒギの虚空まで高く著くさし出でたるを云ふ、搏風は或はチギとも云ひ、屋根の上により、兩方より長くさし出てくひ違ひになり居るものなり、高天の原はこゝは虚空の事をさせり、底都磐根云々より高之利氏までは、御殿の美麗なるさまをほめ併せて宮主の隆盛のさまを稱へたるなり。●美豆乃御殿乎造奉仕也は、美麗なる御殿を造れるなりとの意、美豆なり。

は凡て物の美しきをほむる言、奉仕とは何事にも凡て下なるものゝ上たる人の爲に事をなすを云ふ。●故其裔云々、裔は子孫なり、其他は聞えたるが如し。●是レ其證也は、古傳にあるのみならず、現に然る地名あるは、其の事ありし證據なりとの意にて、古語の虚誕ならぬを證したるなり。

又令_{メヒキ}天富命_{ヲシテ}率_テ齋部_ノ諸氏_ヲ。作_ラ種々_ノ神寶鏡玉矛盾木綿麻等_ヲ。櫛明玉_ヲ命_シ之孫_{トシテ}造_ル御祈玉_ヲ。古語_ニ美保伎_{トシテ}。其裔_今在_ニ出雲國_ニ。每年_ニ與_テ調物_ヲ貢進_ス其玉_ヲ。天日鷲命_ノ之孫_{トシテ}造_ル木綿及麻并織布_ヲ。古語_ニ阿多倍_{トシテ}。齋部_ノ諸氏は、鏡作玉作木綿作を始め種々の物を造る氏々を云ふ。●御祈玉、御は尊稱、祈は祈る意また禱賀ふ義あり、祈禱也と註せるは、祈字を用ひたる方に就てなり。●其裔今在出雲國云々、明玉命の子孫は、出雲國意宇郡にあり、餘は聞えたるが如し。●織布は、和妙に對して荒く織りたる布を云ふ。

仍令_{メヒキ}天富命_{ヲシテ}率_テ日鷲命_ノ之孫_{トシテ}求_ル肥饒地_ヲ遣_シ阿波國_ニ殖_ス穀麻種_ヲ。

其裔今在彼國。當大嘗之年貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之緣也。

肥饒地は、肥え太りて物の饒く出来る地を云ふ●大嘗は、天皇御即位の時に行はるゝ御祭の名●所以郡名云々、麻を殖えたるによりて、郡名をも麻殖と名けたりとなり、

天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。古語麻謂之總也。今爲阿波忌部所居。便名安房郡。今安房國是也。天富命即於其地立太玉命社。今謂之安房社。故其神戸有齋部氏。

沃壤は肥えたるよき地を云ふ●東土は、東の方なる國々を云ふ●總國は今の上總下總を總稱す

●結城は、木綿の出づる地と云ふ義、今下總の郡名となれり●安房、養老二年上總の四郡を割て之を置かれ、天平十三年上總に合せられしが、天平寶字元年また一國に立られたり安房社は安房國安房郡に在り、今官幣大社に列せらる●神戸は、神社に附きたる民家を云ふ●此一段の

趣を考ふるに、此御代の頃既に王化の普く東方に及べるを知るに足れり、

又手置帆負命之孫造矛竿。其裔今分在讚岐國。每年調庸之外。貢八百竿。是其事等證也。

矛竿は、矛柄なり●調庸、家々より其土地に生ずる物を貢るを調と云ひ、賦役を勤むべき代に物を進るを庸と云ふ、

爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇產靈神。皇產靈魂。留產靈。生產靈。足產靈。大宮賣神。事代主神。御膳神。已上今奉齋也。櫛磐間戸神。豐磐間戸神。已上今御門。坐摩。是大宮地之靈。今坐摩巫所奉齋也。生島。是大八洲之靈。今坐摩巫所奉齋也。

爰仰從皇天二祖之詔云々、皇天は二祖天照大御神高皇產靈神の二柱を指し奉るゝは、上に見えたる吾則建樹天津神籬及天津磐境云々の詔をさせり、神籬の解上に出づ●高皇產靈神皇產靈此

の二神は、造化主宰の神にして、身體靈魂も此の神の恵に頼りて成り出でたるなれば、先第一に祭るべきなり、以下の八神は、總て天皇の大御身の守護の爲に齋ひ奉らるゝなり●魂留産靈は、浮かれゆく靈魂を身體の中に鎮め留むる産靈の神なり●生産靈は、生き運動く事を掌り給ふ産靈の神なり●足産靈は、物事の不足なく十分に備はり足る事を掌りたまふ産靈の神なり●大宮賣神、上に出づ、此の神は天皇の御心を和け樂ましめ憂なからしの給ふ神なり●事代主神も上に出づ、此神は忠孝兼備にしてしかも決斷に富み信實厚く殊に朝廷守護の神なり●御膳神は、即ち食物の神にして、食は人生第一の物なれば、此の神を祭らせらるゝなり●已上今御巫所奉齋也、巫は御神子にして、神に奉仕する女子を云ふ、御巫は下の御門巫生島巫に對してオホミカムノコとよむべし、特別に天皇の御身を守り玉ふ神々に仕へ奉る巫なればなり、以上の八柱の神は、今神祇官に於て、御巫が御祭申す所の神々であるとの意●櫛磐間戸神、豊磐間戸神、共に上に出づ●已上今御門巫所奉齋也とは、櫛磐間戸豊磐間戸の二神は、今御門の巫の御祭申す所の神々であるとの義●生島、本註にも見ゆる如く、大八洲の靈の神なり●是大八洲之靈云々、生島の神は是即ち大八島の靈の神にして、今生島の巫が御祭申す所の神であるとの義●坐摩は、本註にも見ゆるが如く、天皇のまします大宮の地を守り給ふ神なり、即ち生井神福井神、網

長井神、阿須波神、婆比伎神の、五神を總稱す●是大宮地之靈云々、坐摩神は是即ち大宮の地を守り給ふ神にして、今坐摩の巫の御祭申す神なりとの義●御巫の齋き奉る八神より坐摩の神まで廿三座は、神祇官の西院に坐せり、

日臣命帥來目部衛護宮門掌其開闔饒速日命帥内物部造備矛盾其物既備天富命率諸齋部捧持天璽鏡劍奉安正殿并懸瓊玉陳其幣物殿祭祝詞其祝詞文次祭宮門其祝詞亦在於然後物部乃立矛盾大伴來目建仗開門令朝四方之國以觀天位之貴

日ノ臣ノ命云々、宮門は朝廷の御門なり、日ノ臣ノ命は來目部を帥て御門を衛護り、其開闔を掌りたりとの意●内物部は、朝廷に親しく仕奉る物部を云ふ、今の近衛兵の如し●天ノ富ノ命率諸齋部云々、齋部の諸氏をして作らしめたる種々の物出來あがりたるを以て、天富命諸齋部を率ゐて天璽の鏡劍、即ち八咫鏡草薙劍を捧げ持ちて、手置帆負彦狹知二神の孫の新に造りたる御殿に

安置奉り、并に櫛明玉命の孫の作りたる瓊玉をも御殿の中に懸け、御幣物を備へ奉りて、殿祭の祝詞を申し、次に御門祭を行へりとの義、殿祭は御殿を祝奉る御祭なり、殿祭御門祭は、毎年神今食(六月十二月、十二日新嘗祭(十一月、中、卯日)の翌日に行はる、在於別卷とは、古語拾遺はもと二卷ありたるにて、此二祭の祝詞は、今一卷の方にありとの意なり)然後物部云々は、上、條に日臣命云々衛護宮門云々、饒速日命云々造備矛盾とあるを受けたり、物部は矛盾をたて、大伴來目は仗(兵器なり)を建て、御門を開き、いかめしく護衛し、四方の國々のものまで參朝せしめ、天皇の貴く、御殿の立派なる有様を拜觀せしめ給ひしなり、

當此之時。帝之與神。其際未遠。同殿共牀。以此爲常。故神物官物。亦未分別。宮內立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。

當此之時云々、此之時とは神武天皇の御時をさす、此御代には天皇と神との御間柄も遠からざりしかば、常に同殿同床にましく、きとの義、故神物官物云々、それ故に神の物も天皇の物も未だ分別なく、朝廷の内に藏を立て、それを齋藏と名付け、神物官物を共に之に藏め、齋部氏を永く藏役人に任せられたりとの意、齋藏は神物をも官物と共に藏め給ふによりて、殊に齋

み清めらるゝを以て、其意にて名付けられたるなり、

又令天富命率供作諸氏造作大幣。訖令天種子命。命之孫解除天罪國罪事。

所謂天罪者上既設訖國罪者國中人民所犯之罪其事具在中臣禊詞。

又令天富命云々、供作諸氏とは、上に見えたる玉作木綿作を始め、其他諸の物を作る氏々を云ふ、大幣は下の文に陳幣とある幣即ち是にて、神に供へ奉る物を云ふ、天種子命は、天兒屋命の孫天押雲命の子なり、天罪國罪、天罪は素盞鳴神の天上にて犯し給へる罪を云ひ、國罪は生膚斷死膚斷白人胡久美等の罪を云ふ、解除の事は上にも出でたるが、こゝなるは後世大嘗祭を行はるゝ前に、諸國へ大祓使を遣はす事ある始にて、次の天神地祇を祭らんとて、先づ祓除をなし給へるなり、天罪者云々とは、天罪の事は既に上文にあげたりとの意、國罪者云々とは、國罪は國中の人民が犯す所の罪にて、其罪の事は委しく中臣禊詞の中に見えたりとの意、中臣禊詞は即ち大祓詞なり、

爾乃立靈時於鳥見山中。天富命陳幣祝詞禋祀皇天。徧秩群望以答神祇之恩焉。是以中臣齋部二氏俱掌祠祀之職。

媛女君氏供神樂之事。自餘諸氏各有其職也。

爾乃立靈時於鳥見山中云々、靈時は神を祭る場を云ふ、鳥見山は大和國宇陀郡の上萩原と下萩原との堺にあり、城上郡外山村なりと云ふ説は非なり、かねて作らしめ玉へる種々の物出来上りたるをもて、祭場を鳥見の山中に立て、天宮命幣物を備へ奉りて、皇祖天神を禮祀り偏く諸の神を祭り、以て天神地祇の御恩に報答奉れりとの義、皇天は皇祖天神を略して云へるなり、禮祀は二字共にマツリと訓す、秩群望は諸の神を祭る事なり●是以中臣齋部二氏云々、箇様の譯を以て中臣齋部二氏俱に祭事を掌る職を以て仕へ奉り、媛女君氏は神樂の職を以て仕へ奉り、其外の諸氏、各其職を以て代々仕へ奉れりとの意、

至于磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以爲護身御璽。是今踐祚之日所獻神璽之鏡劍也。

磯城瑞垣朝は、崇神天皇の御代を云ふ、此の御代に至り漸く神の御威を畏れ給ひ、御同殿にします事、御心に安んせられぬ様になりしを以て、更に齋部氏をして石凝姥神天目一箇神二

神の子孫を率ゐて、神代より傳はりたる鏡劍に擬へて、新に鏡劍をつくらしめ玉ひ、以て護身の御璽となされたり、是只今天皇御即位の日、忌部が獻る所の神璽の鏡劍なりとの義●護身御璽、鏡劍二種は天璽として給はり、殊に八咫鏡は、天照大御神の御靈として、此鏡を見ること猶吾レを見るが如くせよとて給はりたる御鏡なれば、いとも尊き御身の御守の御璽なり●踐祚は天皇の御位に即き給ふをいふ、

仍就於倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女豐鍬入姬命奉齋焉。

仍就於倭笠縫邑云々、笠縫邑は十市郡なりとも、添下郡なりとも云へど、未だ詳ならず、磯城は石城の義にて、神籬を建つるために築き堅めたる地を云ふ、神籬は上に出づ、御同殿にまします事を安からず思し召すによりて、倭の笠縫邑に、殊に磯城神籬を立て、天照大神及び、草薙劍を遷し奉り、皇女豐鍬入姬命をして、御祭り申さしめられたりとの意、豐鍬入姬は御母は紀伊國荒河戸畔の女、遠津魚年眼細媛なり、

其遷祭之夕。宮人皆參終夜宴樂。歌曰美夜比登能於保與。

須我良爾伊佐登保志由伎能與呂志茂於保與須我良爾。
今俗歌曰美夜比止乃於保與會許侶茂比佐止保志由伎乃與侶志茂於保與會許侶茂詞之轉也。

其遷祭之夕云々、鏡劍を笠縫邑へうつし奉れる夜、朝廷へ仕奉る官員ども皆參りて、夜徹し酒盛をしたりとの義、此の酒盛は即ち直會の酒盛なり。美夜比登能は、宮人之なり、宮人とは朝廷に仕奉る官員の事をいふ。於保與須我良爾は、大終夜になり、夜も更る迄と云ふに同じ。伊佐登保志、此句解し難し。由伎能與呂志茂、此句も諸説あり、新註には往の宜哉なりと云へり。末の句は、同じ事を再び打返して云へるにて、古歌には常に多し。今俗歌曰は、大同の頃歌ひて云へる様にはなり。於保與會許侶茂は、大裝衣にて立派なる衣服といふ事なり。比作止保志は、膝通にて、大裝衣の膝の下まで長く下れるを云ふ。由伎乃與呂志茂は、往の宜哉にて、往く狀をほめたるなり。一首の意は、宮人の大裝衣美麗しく膝の下まで着通して、往く狀の立派なる事であるかなと云ふ意にて、路の傍なる賤しきものどもが、大宮人の美麗しき衣を羨みてよめるにもあるべし。

又六年祭八十萬群神仍定天社國社及神地神戸始令貢

男弓弭之調女手末之調今神祇之祭用熊皮鹿皮布等此緣也。

又六年云々、日本紀を案するに八十萬群神を祭り、天社國社神地神戸を定られたるは七年、弓弭の調手末の調を貢らしめたるは、十二年なり、されは此に六年と記されたるは誤なり、八十萬群神は多くの神々を云ふ。仍定天社國社云々、天社は天津神を祭りたる社、國社は國津神を祭りたる社、神地は神領の地神戸は神領にある民の戸なり。始令貢男弓弭之調云々、弓弭之調は、弓を以て射取りたる獸肉、又は其皮などの類を貢るを云ひ、手末調は、女の手を以て造れる絹布の類を貢るを云ふ。今神祇之祭云々、こは男、弓弭之調女、手末之調と云へる事の國史に見えたるは、即ち今も神祭の式に遺りて、熊、皮鹿、皮等を奉る緣なるを徴されたるなり。

泊于卷向玉城朝令皇女倭姬命奉齋天照大神仍隨神教立其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姬命居焉始在天上預結幽契衢神先降深有以矣。

卷向玉城朝は、垂仁天皇の御代なり。倭姬命、古事記日本紀共に日葉酢媛の御子とす、然るに

此御世始以弓矢刀祭神祇更定神地神戶

こゝに狹穗姫の御子と記されたるは、思ふに此皇女は狹穗姫の御子なりしに、幼き頃御母の薨せ給へるによりて、日葉酢媛養ひ育て給ひしより、世には日葉酢媛の御子と傳へたるを、齋部家には別に正しき傳ありて、かく記されたるならんか●仍隨神教云々、倭姫命大御神の鎮り坐すべき所を求めて、國々を廻り、伊勢國に到ります時、大御神倭姫命に誨して、此國は我が心に叶へる國なりと、のたまひしに依りて、其神教に隨ひて、大御神の祠を、度會郡五十鈴川上に立て給ひき、是即今の伊勢神宮なり●因興齋宮云々、齋宮は齋王のまします宮にて、即倭姫の住み給ふ御殿なり、されど日本紀を參考するに、齋宮とはやかて大御神の宮を云へるにて、倭姫のまします宮を云へるにあらず、そを引き誤りてかく記されたるなり●始在天上云々、始め天照大神高天原にましまし、時、前以て衢神と幽き契を結び給ひて、衢神大神に先だちて伊勢國に降り給ひしは、大御神を待ち受け給はんためになり、衢神は即ち猿田彦神なり、

此御代は垂仁天皇の御世をさす、崇神天皇の御世にも、矛盾を神に貢りし事ありしかど、其は神託によれるを、垂仁の御世に至りて、徧く神々に兵器を奉らるゝ事となり、又改めて神地神戶を定められたりとの意、

又新羅王子海檜槍來歸今在但馬國出石郡爲大社也

海檜槍來歸、こゝは垂仁天皇の御代の事にはあらず、大國主神國造の時の事ならん●今在但馬國出石郡爲大社此社は但馬國出石郡宮内村にあり、今國幣中社に列せらる、

至於纏向日代朝令日本武命征討東夷仍枉道詣伊勢神宮辭見倭姫命以草薙劍授日本武命而教曰慎莫怠也

至於纏向日代朝云々、景行天皇の御代に至り、皇子日本武命(御母は皇后稻日大耶女)をして東の國夷を征伐せしめられたりとの意●仍枉道云々、日本武命は道をまげて伊勢神宮に御參詣遊ばされ、御姨倭姫命に暇乞ひをし給ひしかば、草薙劍を以て日本武命に授けて、慎みて怠るなと教へ給ひしとの義、此の慎莫怠の一語は、實に萬言を盡したる御教なり、吾人常に此語を服膺せは、恐くは過なきに近からんか、

日本武命既平東虜還至尾張國納宮簀媛淹留踰月解劍置宅徒行登膽吹山中毒而薨其草薙劍今在尾張國熱田

社。未叙禮典也。

日本武命既平東虜云々、東虜は、東夷に同じ、納は娶なり、日本武命最早東國の虜を打平け、還りて尾張國に至り、宮簀媛(尾張連の祖武稻種命の妹なり)を娶りて、久しく留まらせ玉ひたりとの義●解劍置宅云々、徒行は歩いて行くなり、膽吹山は近江國に在り、草薙、劍を解きて宮簀媛の宅におき、徒歩して近江國膽吹山に登り給ひしに、山神大蛇に化して路に横たはれり命之を跨ぎこえて行き給ひしかば、其毒氣に當り給ひ、尾張に歸り給はんとして伊勢にうつり、能養野と云ふ所に薨し給ひたりとの義●其草薙、劍云々、熱田は愛智郡に在り、未叙禮典也とは朝廷より勅使奉幣等の事なきをいふ、

至於盤余稚櫻朝住吉大神顯矣。征伏新羅。三韓始朝。百濟國王懇致其誠。終無欺貳也。

至於磐余稚櫻朝云々、神功皇后の御時に至りて住吉大神顯れ給へりとの義、住吉大神とは、表筒男、中筒男、底筒男の三神を云ふ共に、伊弉諾、尊小戸檉原にて禊し給ひし時に生れ給ひし神等なり●征伏新羅云々、新羅國を征伏せしめしかば(馬韓辰韓辨韓を云ふ、然れども我國に

ては、古くより新羅百濟高麗をさして、三韓と云ふ、此三國今は皆朝鮮國の内なり、)始て朝廷に參り貢物を奉る様になりたりとの意●百濟國王云々、三韓の内にも新羅はいつも叛き、高麗も禮なき事ども多かりけるを、獨百濟のみは始終叛く事なく、懇に誠心を以て仕奉り、滅ぶるまで欺貳なかりき、此國は齊明天皇の御代に、唐及新羅の爲に滅さる、

至於輕島豐明朝。百濟王貢博士王仁。是河内文首祖也。

輕島、豐明朝は、應神天皇の御代なり、應神天皇の御代に至りて、百濟國より博士王仁と云ふ人を貢れり、是は河内の文首の祖先なりとの意、博士とは博く物を知れる人を云ふ、

秦公祖弓月率百廿縣民而歸化矣。漢直祖阿知使主率二十七縣民而來朝焉。秦漢百濟内附之民各以萬計。足可褒賞。皆有其祠。未預幣例也。

秦、公、祖弓月云々、秦公祖弓月は、秦始皇の後なり、應神天皇十六年歸化す、歸化は天皇の恩徳になつて歸服するを云ふ●漢、直、祖阿知使主は、漢靈帝の後なり、應神天皇廿年に歸化す●秦漢百濟内附之民云々、内附とは外國の民の我が國に附き従ふを云ふ、三韓始めて朝廷へ仕

奉りしより、王仁弓月阿知など云ふ人々打續き歸化し、各其御代々々の朝廷に仕奉りて功を立てたるのみならず、其の頭たる者は、皆相當の氏の人にして、多くの人民を率て仕奉れる者なれば、必ず其祠も班幣の列に預かるべき筈なるに、其事の聞えぬは歎かはしき事なり、と事の序に愁訴されたるなり●未預幣列、幣は朝廷より諸社に奉らるゝ幣帛を云ふ、その奉幣の列に預らざるを云ふ、

至於後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建内藏分收官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部

後、磐余、稚櫻朝は履中天皇なり、後とは神功皇后の宮に對して云へるなり●三韓、貢獻云々、奕世は代々と云ふに同じ、三韓の貢獻代々絶ゆる事なかりしかば、齋藏のみにては狭くなりしを以て、齋藏の傍に更に内藏を立て、官物と神物とを區別して收めらるゝに事定められたりとの意、この内藏は後の内藏寮の起源なり●令阿知使主與百濟博士王仁云々此の事疑はし、こは日本紀によるに、履中天皇六年の事にて、阿知使主の來朝より、此の年までは、其間百十七年、王

仁の來朝よりは百廿一年になれり、試に四十歳の時に來朝せりとするも、百五六十歳なれば内藏の出納を記さん事覺束なし、是は定めて其子孫の人ならんを誤り傳へしなるべし●更定藏部藏部は内藏の物を出納する部の人を云ふ、

至於長谷朝倉朝秦氏分散寄隸他族秦酒公進仕蒙寵詔聚秦氏賜於酒公仍率領百八十種勝部蠶織貢調充積庭中因賜姓宇豆麻佐

源之縁也 仍以秦氏所貢絹纏祭神劍首今俗猶然所謂秦機纏根

長谷朝倉朝は雄略天皇なり、此御代に至り、彼弓月君が率ゐ來れる秦氏の人々、散りくになりて、他族の人に寄り隸く様になりしなり、然るに秦酒公朝廷に仕奉りて、天皇の御寵愛を蒙りしかば、詔して秦氏の人々を聚めて酒公に賜へり●仍率領百八十種勝部云々、百八十種は唯其の數多きを云ふ、百八十と限りたるにはあらざるべし、勝部はマサベと訓みて、大祓詞に天益人とある益の意にて、數の多くある部といふ義ならんか、酒公數多の勝部を引連れ支配して、或は蠶を養ひ、或は機を織りて、多くの貢調を奉るによりて、其獻る所の物ども漸く

多くなりて、朝廷の大殿の中に山の如く積み上ぐる程になれりとの義●因賜姓宇豆麻佐、糸絹等を積みは積むに随ひて、彌々堆高く益しゆくを以て、其意もて姓を宇豆麻佐と賜へたるなり、埋は堆字當り、物隠るゝ意にて、積みたる上に積み、累ねたる上に重ねるを云ふ詞なり、姓は氏と云ふ如し、尸の意にあらず●所貢絹綿云々は、貢る所の絹綿肌膚に軟に當るを以て、秦ノ字を訓みて之を波陀と謂ふとなり●仍以秦氏所貢絹云々、さてこゝは劍首を絹もて纏く事を、大同の頃秦機纏と云ひしなり、秦氏の貢る所の絹を以て、神前に奉納する劍の首をまきたるより、秦ノ機纏と云ふ名はあるなりと云へるなり、

自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰
 檢校三藏齋藏内秦氏出納其物東西文氏勘錄其簿是以漢
 氏賜姓爲内藏大藏令秦漢二氏爲内藏大藏主鑰藏部之
 緣也。

自此而後云々、秦氏の貢調庭中に充ち満する迄多くなり、諸國の貢調も年々にふえ多くなりしを以て、更に大藏(是後の大藏省の起源なり)を立て、蘇我麻智宿禰に齋藏内藏大藏の貢物

の出納の算用勘定を點檢し取締をなさしめられたりとの義、麻智宿禰は、武内宿禰の子蘇我石川宿禰の子なり●秦氏出納其物云々、東を大和と訓み、西を河内と訓むは、大和は皇居より東に在り、河内は皇居の西に在るを以てなり、秦氏に貢物の出納を掌らしめ、東西文氏に其の出納を勘定し、帳簿に書き記さしめられたりとなり●是以漢氏賜姓云々、漢氏上に出づ、御藏の事に預りしを以て、内藏大藏の姓を賜ひしなり●令秦漢二氏云々、主鑰は鑰を預りて貢物の出納を掌る職、藏部は主鑰の下につきて、御藏の開閉等を掌る賤しき職なり、上に見えたる藏部とは、名は同じけれども實は異なり、往古は内藏大藏の出納は秦氏之を掌り、勘錄は漢氏之を掌りしが、世の變遷に従ひ、此氏人のみに限らず、徧く他氏をも任ずる事となりぬれど、さすがに古を傳へて、其下官なる主鑰藏部には、此二氏の存れるに就て、其残れるは云々の縁にてのこれるなり、と云はれたる文なり、

至職於小治田朝太玉之胤不絶如帶天恩興廢繼絶纒供其

小治田朝は推古天皇なり、此御代に至りて太玉命の後胤なる齋部氏の絶えざる事、帶の如く細くなりしを、幸に天皇の御恩を以て、廢れたるを興し絶えたるを繼ぎ給ひて、纒に其職に仕奉

れりとの意、其職とは神武天皇段に、宮内立藏號齋藏令齋部氏永任其職とあるを受けたり、
 至于難波長柄豐前朝。白鳳四年。以小華下諱齋部首作賀
 斯拜神官頭伯也。令掌叙王族宮内禮儀婚姻卜筮事。夏冬
 二季御卜之式。始起此時作賀斯之胤。不能繼其職。陵遲衰
 微以至今。

難波長柄豐前朝は、孝德天皇なり●白鳳は孝德天皇の御代の年號、此は白雉の誤ならんと古
 人も云はれ、實に然るべく思はるれど、本朝月合年中行事秘抄等にも皆白鳳とあれば、暫く舊
 のままにてあるべし●以小華下韓齋部首作賀斯云々、小華下は此御世の冠位の名目なり、大
 化五年に制め給へる十九階の中の第十階に當れり、作賀斯は天富命六世玉櫛命九世子歷の子な
 り、神官頭は神祇の事を掌る役所の長官を云ふ、即後の神祇伯に當れり、頭の下今神祇伯也の五
 字は、後人の書入なれど、事實は違へるにはあらず●令掌叙王族宮内禮儀婚姻卜筮事、王族は令
 には皇親ともあり、天皇の御孫より御玄孫までを云ふ、王族の事令の制にては、宮内省の中の
 正親司と云ふ役所にて之を掌れり、宮内禮儀は朝廷の御儀式を云ふ、こは令の制にては中務省

内禮司にて掌れり、婚姻は五位以上の人の婚姻に限る、こは治部省の職掌なり、卜筮は神祇官
 陰陽寮にて之を掌る、卜とは龜甲を焼きて占ふを云ひ、筮は筮竹にて占ふを云ふ、されどこゝ
 は唯卜占の事と見るべし、白鳳四年、齋部作賀斯を神祇の事を掌る役所の長に任じ、王族、禁
 中の御儀式、五位以上の人の婚姻、及び卜筮の事などを掌らしめたりとの義●夏冬二季御卜之
 式云々、夏冬二季御卜は、毎年六月十日十二月十日兩度に行はれ、天皇の一年中の御身の上の
 吉凶占ひ奉る儀式なり、此の御儀式は孝德天皇の御代に始めて定めりとの義●作賀斯之胤云々、
 作賀斯の子孫も神祇の役所の長を引繼きてつとむる事能はず、漸々衰へて、廣成宿禰の時迄至
 れりとなり、陵遲は陵夷と同じ、陵は小山、夷は平なり、小山の漸々崩れて低くなるを云ふ、
 即漸々事物の衰ふる事にたとへて云ふ、

至于淨御原朝。改天下萬姓而分爲八等。唯序當年之勞。
 不本天降之績。其二曰朝臣。以賜中臣氏。命以太刀。其三曰
 宿禰。以賜齋部氏。命以小刀。其四曰忌寸。以爲秦漢二氏。及
 百濟文氏等之姓。蓋與齋部共預齋藏事。因以爲姓也。今東西文氏獻祓太刀。蓋亦此之緣也。

淨御原朝は、天武天皇の御代なり●改天下萬姓而分爲八等云々、八等は眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置是なり、天武天皇の御時に至り、天下の萬姓を改めて、上にあげたる八等と定め給ひしに、扱其の八等の姓を分ち與へ給ふに當りて、唯當時の手柄のみを以て次第を定められ、天孫降臨の時の功績に本づき給はずして、尊卑を立てられたりとなり●其二曰朝臣云々、八等の中の二番目を朝臣と申し、之を中臣氏に賜ひたりとなり、朝臣は吾兄臣にて貴み親みて云へる詞なり●命以太刀、こは次に云ふべし●其三云々、八等の中の三番目を宿禰と申し、其を齋部氏に賜ひたりとなり、宿禰は少兄の義にて、是も天皇より親しみ貴みて申さるゝ詞なり●命以小刀、此の太刀小刀の事疑はし、日本紀には、天武天皇の御代の處には、此事見えすして、天智天皇三年の處に、大氏の氏上には太刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ふ由見えたり、賜とあれば、其氏上の家符に賜はれる事と聞ゆるを、此には命とあり、命とあれば、氏上の人刀を佩く事と聞ゆ、太刀小刀を賜ひたる事は日本紀天武天皇の卷には見えされども、氏上を定められたる事は、十年及び十二年の條に見えたり、されは或は此時に朝臣以上を大氏とし、宿禰以下を小氏として、太刀小刀を賜へる事有りしならんか●其四曰忌寸云々、聞えたる如し●蓋與齋部共云々、齋部と共に齋藏の事に預れるによりて、忌寸と云ふ姓を賜へる

由に註せられたるは非なり、もし齋藏に縁ありて賜へるならば、藏君とありて、齋君とはあるまじき筈なり、且此姓は諸蕃人に賜はる姓にして、此時に始まれるなれば、齋藏によらぬ事益明なり●今東西文氏云々、大同の頃六月十二月の大祓に、東西文氏祓の太刀を奉るも、亦大方齋部氏共に齋藏の事に預れる緣によりてなりとの意なり、されど之も誤にて、祓の太刀と大小刀とは大に異なれり、東西の文氏の祓太刀を奉るは祓物として之を奉るなり、猶委しくは祝祠の講義に就て見るべし、

至大寶年中初有記文神祇之簿猶無明案望秩之禮未制其式

大寶は、文武天皇の年號なり●初有記文云々、は記文は神祇官の記文にて、次に神祇之簿とあるも同じ、即天社國社の御名を記せる簿を云ふ、猶無明案は、明に天下に施行ふ定式となる文案なきを云ふ、案は草案なり●望秩之禮云々、神祭りの禮式を確と制の給はずとなり、我國は神國なれば禮式の記文を記し給ふならば、先第一に神祇の名簿を記し、望秩の禮式を制めらるべきに、其事なく、神祇の名簿の明案さへなきは、皇祖の御道に違へる事なり、と裡に歎きたる文なり、

至天平年中。勸造神帳。中臣專權。任意取捨。有由者。小祀皆列。无缘者。大社猶廢。敷奏施行。當時獨步。諸社封稅總入一門。

至天平年中云々、天平は聖武天皇の御代の年號、神帳は上に見えたる神祇之簿と同じ、小祀は小社を云ふ、聖武天皇天平年中に至り、神祇の名を記せる帳簿を勘へ造る、此時に至りて、中臣盛なり、故に己の權威を專にし、萬事任意に取計らひ、己に縁あるものは小なる神社も班幣の列に入れ、さもあらぬは、大社も猶廢て、班幣の列に預からしめずとの意●敷奏施行云々、敷奏は天皇に申し上ぐるを云ひ、施行は其事を下にいひつけて行はしむるを云ふ、獨歩は肩並ぶるものなきをいふ、封稅は神領の田賦なり、當時中臣のみ獨權勢を專にして、誰も肩を比ぶる者なかりしかば、諸社の神領の田賦も、總て中臣の一家に入れたりと、中臣氏の專横を憤られたる文なり、

起自天降。泊乎東征。扈從群神名顯國史。或承皇天之嚴命。爲寶基之鎮衛。或遇昌運之洪啓。助神器之大造。然則至於

錄功酬庸。須同預祀典。或未入班幣之例。猶懷秘介推之恨。

起自天降云々、天降とは瓊々杵尊の天降坐せるを云ひ、東征は神武天皇の日向より大和に征入り給へるを云ふ、天孫降臨の時より初まりて、神武天皇御東征に及ぶまで功績ありたる扈從の神等の名は、國史に明に顯るとの義●或承皇天之嚴命云々、皇天とは皇天二祖即天照大御神高皇產靈神を指し奉る、寶基は天皇の御位を云ふ、天照大御神高皇產靈神の嚴命を承けて、天皇の御守護となるを云ふ●或遇昌運之洪啓云々、昌運之洪啓とは、神武天皇御東征に天運至りて、昌に帝位の洪く啓くを云ひ、神器之大造とは、神器は帝位を云ふ、帝業の大に成就したるを云ふ、即神武天皇の時に至りて、御運大に開け、帝業成就す、此時に方りて兒屋命太玉命等の子孫、之を助け奉れるを云ふ●然則至於錄功酬庸云々、さて上件の如く諸神の功績ありし事、國史に顯然なれば、其功を録し其庸(功に同じ)に酬ゆるとならば、何れも一同に祀典に預らしむべき筈なるに、未だ朝廷より幣帛を班ち給ふ列に入らぬもありて、恨を懷き居るとなり●懷秘介推之恨、介子推は支那の晋の文公の臣なり、始め文公流浪の時、介子推忠義を盡し功勞ありしに、其後公歸國し、位に即き他の功勞ありし臣等はそれ／＼恩賞に預りしかども、獨介子推はもれたり、因て恨を懷き山に入りて死す、其介子推の如く、功勞ありながら、恩賞なき

を以て、恨を懷き居るを云ふ、懷秘の秘は字書に藏也隱也とあれば、二字にて心の中に思ふと云ふ意に見るべし、

况復草薙神劍者尤是天璽自日本武尊愷旋之年留在尾張國熱田社外賊偷逃不能出境神物靈驗以此可觀然則奉幣之日可同致敬而久代闕如不修其禮所遺一也。

此條より以下十條、悉く上文を受けて、所遺の旨を述べられたり、一部の眼目意をとめて見るべし●况復草薙神劍者尤是天璽、扈從の神々の班幣の列に入らぬさへあるまじき事なるに、まして草薙劍は云々と、上を受けて強めて云へるなり●自日本武尊愷旋之年云々、愷旋は敵を平げ軍に勝ちてかへるを云ふ、日本武尊東征の次第は上に見ゆ●外賊偷逃云々、外賊は外國の賊と云ふ意、即新羅の僧道行をさす、この僧天智天皇七年に、熱田社に入り神劍を盗み奉り、己の國に移さんと思ひ、既に盗みて船に乗り、彼の國に逃げ歸らんとせしに、海中忽に荒れ去る事を得ず、劍をすてんとすれども身を離れ給はず依て止を得ず自首して、刑に行はれたりと云ふ、此を以ても神物の靈驗ある事を觀るべしとの意●然則奉幣之日可同致敬云々、草薙劍は天

璽と云ひ、右の如き靈驗もおはしませは、等閑にし玉はずに、例幣を奉りて敬ひ玉ふべきに、久代より其事なきは、故實を遺れ玉へる事の其一なりと云はれしなり、

夫尊祖敬宗禮教所先故聖皇登極受終文祖類于上帝禮六宗望于山川徧于群神然則天照大神者惟祖惟宗尊無二因自餘諸神者乃子乃臣孰能敢抗而今神祇官班幣之日諸神之後叙伊勢神宮所遺二也。

夫尊祖敬宗禮教所先とは、己の祖宗を尊び敬ふは、禮義の教に於て最先にすべき所なりとの意、祖は大先祖、即最初の祖先を云ひ、宗は祖先の中にて徳行の殊に勝れたる方を云ふ●故聖皇登極受終文祖云々、こは書經の文にて、聖皇は賢き天子と云ふ義、登極は天皇の位に即くを云ふ、受終文祖は文祖は堯の最初の先祖にて、堯帝位を去るに當りて、其由を文祖の席につげ、舜、堯に代りて文祖の命を受けて帝位につきたるを云ふ、此は唯漢文を借りたるのみにて、先帝御位を終へ給ひて、皇太子に譲り給ふにつきて、皇太子御位に即かせらるゝは、即天照大御神の御正統を受け繼かせ給ふ御事なりとの意●類于上帝云々、類于上帝は、天帝を祭るを云

ひ、禋于六宗は、日月寒暑水旱の六を尊びて、六宗とし、之を祭るを云ふ、望于山川、徧于群神は、山川は神及び多くの神々を祭るなり、此も天皇位に即き給へは、徧く天神地祇八百萬神等を祭らせらるゝ事を、文をあやなしてかく云へるなり●然則天照大神者云々、然れば則天照大神は、天皇の祖宗にましく、尊き事は此上もなく、自餘の神々等は、乃ち子乃ち臣の列にありて、孰れの神と雖、天照大神と御同様なる神はましまさずとなり●而今神祇官班幣之日云々、神祇官の班幣は、先宮中より始め、京中畿内諸道と次第する故に、伊勢神宮は東海道の中なるを以て京中畿内の諸神よりは後になるなり、

天照大神本與帝同殿故供奉之儀君臣一體始自天上。中臣齋部二氏相副奉禱日神媛女之祖亦解神怒然則三氏之職不可相離而今伊勢宮司獨任中臣氏不預二氏所遺三也。

天照大神本與帝同殿、天照大神は八咫鏡を指し奉る、天孫降臨以來崇神天皇の御世までは、御同殿にあらせられたり、故に供奉の儀も、君神同一體なる事は、天上より始められたり●中臣

齋部二氏云々、中臣の祖兒屋命齋部の祖太玉命、相共に日神の石窟にこもりましくしを招き奉り、猿女の祖細女命は、併優として大神の御怒を解けり、然れば朝廷と同しく、伊勢神宮にも、此の二氏は相離るべきに非ずとなり●而今伊勢宮司獨任中臣氏云々、然るに今伊勢神宮に供へ奉る役人、中臣氏のみを任じ給ひて、二氏の預らぬは、古例に違へるぞとなり宮司とはたゞ大神宮に仕奉る祠官の人を云ふ、宮司と云ふは職名にはあらず、

凡奉造神殿者皆須依神代之職齋部官率御木鹿香二郷齋部伐以齋斧掘以齋鉏然後工夫下手造畢之後齋部殿祭及門祭訖乃可御坐而造伊勢宮及大嘗由紀主基宮皆不預齋部所遺四也。

凡奉造神殿云々、凡神殿を造り奉るに當りては、何事も皆神代の職掌に依るべし、即齋部の官人御木鹿香二郷の齋部を率ゐて、齋斧を以て木を伐り、齋鉏を以て、柱の穴を掘り、然して後工入手を下して造り畢る後、齋部殿祭及び御門祭を行ひ、其祭訖りて後、御遷座あらせらるべしとなり●而造伊勢宮及大嘗由紀主基宮云々、伊勢宮は伊勢神宮を云ふ、大嘗は天皇

御即位の時に、行はるゝ御一代に一度の大祭なり、由紀主基宮は其御祭を行はせらるゝ爲に建てらるゝ御宮の名なり、然るに伊勢神宮、及び大嘗の由紀主基の御殿を造るに、齋部を預らしめざるは故實に違へりとなり、

又殿祭門祭者元太玉命供奉之儀。齋部氏之所職也。雖然中臣齋部共任神祇官相副供奉。故宮内省奏詞稱將供奉御殿祭。而中臣齋部候御門至寶龜年中。初宮内少輔從五位下中臣朝臣常恣改奏詞曰。中臣率齋部候御門者。彼省因循永爲後例。于今未改所遺五也。

又殿祭門祭者云々、殿祭門祭は元來太玉命の供へ奉りたる儀式にして、齋部氏の職掌とする所なり、然れども其後中臣齋部二氏共に神祇官に任せられ、相共に殿祭門祭の儀式を掌れりとなり。●故宮内省奏詞云々、それ故宮内省より天皇へ、奏聞する詞にも、御殿祭仕へ奉らむと、中臣齋部御門に候ふと奏聞するなり。●至寶龜年中云々、寶龜は光仁天皇の御代の年號なり、光仁天皇寶龜年中に至り、初めて宮内少輔從五位下中臣朝臣常、恣に奏詞を改めて、中臣の某齋部

を率ゐて御門に候ふとしたるより以來、永く後の例となり、宮内省に於ても因循にいたしおき、今に改めざるは遺る所五也との意、

又肇自神代。中臣齋部供奉神事。無有差降。中間以來。權移一氏。齋宮寮主神司。中臣齋部者。元同七位官。而延曆初。朝原内親王奉齋之日。殊降齋部爲八位官。于今未復。所遺六也。

又肇自神代云々とは、神代より以來中臣齋部の兩氏神事に供へ奉りて劣り優りなかりしとの意、差降の差は差違の義、●中間以來云々とは、仁明天皇の御時中臣意美麻呂神祇伯となりしより以來、清麻呂、常等の人々權勢をとり、神祇伯は中臣一氏のみ遷りたるを云ふ●齋宮寮主神司云々、齋宮は伊勢の齋宮寮の事を掌る役所、主神司は主宮寮中にて神事を主る職なり、延曆は桓武天皇の御代の年號、朝原内親王は桓武天皇の皇女にて、延曆四年齋宮となり給へり、齋宮寮の主神司の中元は中臣齋部兩氏共に同じく七位官なりしを、延曆の初朝原内親王齋宮となり、大御神を齋き奉られたる日、殊に齋部を降して八位の官となされしより以來、今に古に

復せざるは遺る所六なりとなり、

凡奉幣諸神者。中臣齋部共預其事。而今太宰主神司獨任中臣不預齋部所遺七也。

凡奉幣諸神者云々、聞えたる如し●而今太宰主神司云々、太宰府は筑前國にあり、九州及び壹岐對島二島を支配す、主神司は太宰府の管轄する國々の神社の事を掌る職なり、

諸國大社亦任中臣不預齋部所遺八也。

諸國の大社より申上ぐる取次等の事も、中臣氏のみ掌りて、齋部氏に預らしめざるは故實に違へりとなり、

凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡。然則御巫之職。應任舊氏。而今所選。不論他氏所遺九也。

凡鎮魂之儀者云々、鎮魂は浮れゆく魂を身體の中府に鎮めて、壽命の長久ならん事を祈る祭なり、こは毎年十一月中寅日に行はる、さて此の御祭は天照大御神天石窟に幽居ましける時、鈿

女命の俳優に大御神の御魂を和らげ鎮め奉れるを元にして、天孫降臨の後も、御世々々其氏人の御巫の職に仕へ奉りて、鎮魂祭に仕へ奉るより、鈿女命の遺跡なりと云へるなり、●然則御巫之職云々、然れば御巫の職はもと媛女氏の職なれば、舊の媛女氏に任ずる方然るべきなり、然るに今媛女氏に限らず、他氏をも任せらるは故實に違へりとなり、

凡造大幣者亦須依神代之職。齋部之官率供作諸氏。准例造備。然則神祇官神部可有中臣齋部媛女鏡作。玉作。盾作。神服。倭文。麻績等氏。而今唯有中臣齋部等二三氏。自餘諸氏不預考選。神裔亡散。其葉將絕。所遺十也。

凡造大幣者云々、大幣とは大嘗祭の時、神祇に供へ奉る供物及び祭具を云ふ、齋部之官は中臣と並べて神祇官に置く、齋部の役人を云ふ●然則神祇官神部云々、神部は三十人ありて、御祭典の供物を調べ、其他種々の事を掌る、然れば神祇官の神部卅人の中に、中臣齋部媛女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等の諸氏あるべきなりとなり、●自餘諸氏云々、考選とは其人の才能功徳を考へ選びて、相當の官位を授くるを云ふ、其葉とは、後葉を云ふ、子孫と云ふに同じ、中臣

齋部等二三氏を除くの外は、何れも考選に預からず、昔は一方ならぬ功ありし神の子孫の散り
亡せ世に絶えんとするは遺る所十なりとなり、

又勝寶九歲。左辨官口宣。自今以後。伊勢大神宮幣帛使。專
用中臣。勿差他姓者。其事雖不行。猶所載官例。未刊除所遺
十一也。

勝寶九歲、勝寶は孝謙天皇の御代の年號なり、此御代に勅ありて、年をやめて歲とせらる、故
にこゝにも九歲とあるなり●左辨官口宣、辨官は太政官中の諸事を取り行ふ職なり、太政官中
に左辨官右辨官あり、左右共に大中少各一人づゝあり、後中少辨の間に權官一人を置きて七辨
と云ふ、口宣は口達と云ふが如し●自今以後云々、勝寶九歲より後は、伊勢大神宮の幣帛使に
は、専ら中臣氏をのみ用ゐ、他姓の人を差す事なかれと云へりとなり、幣帛使は幣帛を奉る爲
に遣はさるゝ使と云ふ義●其事雖不行云々、辨官の口宣は一度も行はれずと雖ども、太政官の
例文に載する所は廣成宿禰の頃までもまだ刊り除かざるは、遺る所十一なりとの意なり、

昔在神代。大地主神。營田之日。以牛穴食田人。于時御歲神

之子至於其田。唾饗而還。以狀告父。御歲神發怒。以蝗放其
田。苗葉忽枯。損似篠竹。於是大地主神。令片巫志止。肱巫俗
窳窳占占求其由。御歲神爲祟。宜獻白豬。白馬。白鷄。以解其怒。
依教奉謝。御歲神答曰。實吾意也。宜以麻柄リテ作持カセキテ之。乃以
其葉掃之。以天押草オシクサ押之。以烏扇カラスアビ扇之。若如此。不ハ出去者。宜
以牛穴置溝。口作男莖形。以加之是所以厭。薏苡子。蜀椒。吳桃
葉。及鹽。班置其畔。古語。薏苡。日都須。仍從其教。苗葉復茂。年穀豐稔。是
今神祇官。以白豬。白馬。白鷄。祭御歲神之緣也。

此一段は或人の説に、卜部家の傳の摺入せるなりと云へど然らず、此傳は古事記日本紀にも漏
れ、其他の古書にも見えざる珍しき古傳説なり、さてこれを神代の事を記されたる所に入れず
して、こゝに入れられたるは、本書にも大地主神とのみあり何神の事とも知り難かりしかば、
時代もいつと定むべき様なきまゝ、末に記して昔在云々と時代を指さず廣く云へるなるべし●

大地主神云々、大地主神は即大國主神なり、大地主神田を營る日、牛肉を以て田を作る人に食はしめられたりとなり、●御歳神之子、御歳神は大年神の御子にて、穀物の事は大なる功ます神なり、御子の名は詳ならず●唾饗、古は田を作るには先御年神等に御饗を奉りて祭れりに見えたり、神に奉る御饗を作るには、身を清めて仕へ奉るべき筈なるに、此の御饗は田人等牛肉を食ひ穢れたる身を以て調へたるなれば、嫌ひ惡みて唾を吐きかけられたるべし●以狀告父は、饗に唾き給へる由を御歳神に告げ玉ひたりとなり●發怒以蝗放其田は、腹を立て、其田に蝗を放たるなり●似篠竹は、蝗の食ひて苗の枯れ損じたる狀を云ふ●片巫肱巫、巫は神に仕へ奉る女を云ふ、名義諸説あれども何れも穩ならず、新註に引ける秋元安民が説に、堅田巫淫田巫にて、田を卜ふ巫なるべしと云へり、暫く之に従ふべきか●志止々鳥、鳥名なり、和名抄には鳴鳥又巫鳥の文字をあてたり、或は此鳥の聲を聞きて占ふなりとも云ひ、或は此鳥を占に用ゐたるなりとも云へど詳ならず、そは兎も角も片巫の占事に此鳥を用ゐたるを以て、終に巫の一名に呼びなすに至りたるなるべし●今俗竈輪及米占也、竈輪は或説に釜に輪をかけて占ふを云ひ、米占は今も越後國彌彦神社等其他處々の神社にて、筒粥の神事とて、釜に粥を煮て年の豊凶を占ふ事あり、是古の米占の名殘ならんと云へり●宜獻口猪白馬白鷄、以解其怒、

こは片巫肱巫の占ひ出でたる詞なり、是等の物を獻るは御歳神の欲く思し召されたるによるならん●依教奉謝云々、神の教の任にいたし御わび申上げたりしかば、御歳神答へて、蝗を放ちたるは吾か意より出でたり、と宣ひしとなり●宜以麻柄云々、麻柄は麻の皮をとりたる柄を云ふ、持は積みたる麻を巻きつくる道具を云ふ、持之は持を以て稻葉に食ひ入りたる蝗を上下左右へ押返して撫落す意なるべし●以其葉掃之は、麻の葉を以て撫落したる蝗を掃ひ退くる也●以天押草押之は、押草は和名抄に玄參和名於之久佐と見えたり、今ごまのはぐさとも、またごまぐさとも云ふ者なりとぞ、これ胡麻に莖葉の似たる故なりと、さてこれは麻の葉にて掃ひ落せる蝗を玄參にて田の外へ押出すなり●以鳥扇扇之、鳥扇は草名なり、其葉の形扇をひろげたる如くなる故に、鳥扇とは名付けたるならん、今檜扇と云ふものなり、扇之は押草にて田の外へ押出したるを、猶殘れるものは鳥扇にて扇き出せとなり●若如此不_レ出去者云々、これより上は人力を以て蝗をはらふ法、これより下は人力にたへずして神の力を以て除く厭術なり、男莖は男根を云ふ●是所以厭其怒也、厭はまじなひなり、此の文意にては御年神の怒を解かんとする厭なりと云ふ義と聞ゆれど此事、即御年神の御誨なればさる義にはあるまじく、決めて虫の去るべき厭ならん●蕙苴子は、今俗にすいだま又はとむきと云ふものなり●蜀

椒は、山椒なり●吳桃は、くるみ木の實なり●仍從其教云々、御年神の御教に隨ひ厭ひたれば枯れ損じたる苗の葉のまた茂りて、米穀十分にみのりたりとなり、上押草より鹽まで、何れも服用すれば、殺虫の功ある事、醫書に見えたり●是今神祇官云々、毎年二月四日の祈年祭に白猪白馬白鶏を以て御歳神を祭る縁なりとの意、

前件神代之事。說似盤古疑冰之意。取信寔難。然我國家神物靈蹤。今皆見存。觸事有効。不可謂虛。

是より以下、此の書の跋文なり●前件神代之事云々、前件とは、一ニ開夫開闢之初と書き出されたるより以下の件々をさして云ひ、盤古は支那の世の初に出でたりと云ふ王の名にて、彼の國の傳に盤古氏死して、左右の日は日月となり、毛髮は草木となれりなど云ふ事あり、疑冰とは夏生れ出でたる虫は冬の事をは知らぬ故に、氷の事をはなしても疑ひて信せざるを云ふ、我が國の神代の事も支那の盤古氏の話と似て居る故に、後の世の人は疑ひて信せざるを譬へて云はれたるなり●然我國家神物靈蹤云々、然れども我が日本國は現に熱田神劔の靈驗を始め、上の件々に擧げたる如く、神代の事蹟は或は氏族或は神社及地名等に目前に傳へて、聊も虚偽と

但中古尙朴禮樂未明。制事垂法。遺漏多矣。

は謂ふ可らざれば、夏虫の冬氷を疑ふ類にはあらずとの意なり、
中古とは、孝徳天皇の頃より文武天皇の御代までに制度を唐風に改め玉へる其間を云ふ、一段の文意は、中古のまだ朴(質朴にして飾なきを云ふ)にして禮樂も未だ明ならず事を制め法を垂し給ふにもれたる事多きを云へるなり、

方今聖運初啓。照堯暉於八洲。寶曆惟新。蕩舜波於四海。易鄙俗於往代。改糝政於當年。隨時垂制。流萬葉之英風。興廢繼絕。補千載之闕典。

方今聖運初啓とは、平城天皇御即位あらせられたるを云ふ●照堯暉於八洲堯は支那の古の賢王の名、暉は日の光なり、平城天皇の御徳を堯になぞらへてほめ奉りたるなり、八洲は大八洲にて、即我が國を云ふ●寶曆惟新は、平城天皇即位あらせられて大同を改元せられたるを云ふ●蕩舜波於四海、是も支那の舜と云ふ賢王になぞらへて、平城天皇の御徳の四海にまで及べるをほめ奉りたるなり●易鄙俗於往代改糝政於當年、鄙俗は鄙しき風俗を云ひ、糝政は糝は稻の實な

きを云ひて、即實のなき政を云ふ、鄙しき風俗を昔の善き風俗に改め、悪しき政も御當代に至りて、善政にいたされたるを云ふ●隨時垂制云々は、時の宜しきに隨ひて法則を定められ、萬代までにすぐれ秀でたる風教を傳へ、廢を興し絶をつぎて、長く久しく闕け居たる禮典を補はんとし玉へりとなり、

若當此造式之年不制彼望秩之禮恐後之見今猶今之見古矣。

若當此造式之年云々、若し今此の儀式を造り制め玉ふ時に當りて、彼の望秩の禮式を制め玉はずんは、いつ定めらるゝと云ふ事も知れ難ければ、恐くは今廣成等が中古の制を歎くが如く、後代の人の今世をさして鄙俗糝政と憤らむとなり、

愚臣廣成朽邁之齡既逾八十犬馬之戀且暮彌切忽然遷化含恨地下街巷之談猶有可取庸夫之思不易徒棄幸遇求訪之休運深歡口實之不墜庶斯文之高達被天鑒之曲

照焉。

朽邁之齡とは、漸々老衰してゆく年齡と云ふ意●犬馬之戀且暮彌切とは、犬や馬か其の畜主を戀ひ慕ふ如く、自ら古道を戀ひ、朝廷の儀式の闕けたる所多きを思ひ煩ひ、其心の且暮に彌益甚しく成り往くを云ふ●忽然遷化云々、遷化は死する事なり、今忽に死なば地の下に永く恨を含まんとなり●街巷之談猶有可取云々は、道路を行く人の談りに尤至極の事柄もあり、凡庸のいやしき者の思按分別にも棄て難き事あり、然れば今廣成が奏聞する事の中にも、若し取るべき事あらば、取り給はれとの意を含めたるなり●幸遇求訪之休運云々、休運は好時節と云はんが如し、口實は序に謂ふ所の口々に傳へたる故實を云ふ、幸に齋部家に遺り傳はれる口傳説はなきかと求め尋ね玉ふ好き時節に遇ひて、深く口實のすたれざるを歡ぶとなり●庶斯文之高達云々、庶くは斯の古語拾遺の天皇の御手許までとゞきて、天皇の委曲に御上覽ましまさんとを願ひ奉るとなり、

大同三年二月十三日

三年を一本には二年に作り、又一本には二月を十二月に作り、又三年の下戊子ノ二字ある本あり

り、又二年戊子とある本もあり、戊子は三年にて二年は丁亥なり、何れ是ならん今定め難し、

古語拾遺講義 終

明治二十四年十月十三日出版
大正十年一月廿五日出版
大正十五年五月廿日出版
大正十五年五月廿五日改訂版發行

古語拾遺講義

定價金九十錢

編輯者

皇典講究所水穂會

發行者

藤原久吉郎

著作權
所有

印刷者

堀越幸

大阪天王寺區堂ヶ芝町百八番地
大阪市四區阿波座二番町一番地
日本印刷製本株式會社

皇典講究所出版部

發賣所

東京市外濠谷町下濠谷五六〇番地
大阪市東區北久太郎町四丁目
大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地

皇學書院
會社 櫻園書店

振替東京一三九〇番
振替大阪二三一
振替大阪一七四番



終